

## 漂流するニッポン

子どものころ読んだ最初の本らしい本が、ジュール・ヴェルヌの『十五少年漂流記』であった。未知の世界での少年たちの冒険に心が躍ったものであった。実際の漂流はもっと恐ろしいものであろうが、それはまた、古くから各地の交流と密接にかかわるものでもあった。島国である日本には、漂流にまつわる話が多い。

630年に派遣が始まった遣唐使は、難破・漂流の危険と隣り合わせであった。とくに、663年の白村江の戦いで唐・新羅軍が勝利した後は半島沿岸を通れず、沖縄経由のルートや五島列島から東シナ海を横断するルートになったが、これらは極めて危険な航路であった。第14代遣唐使佐伯今毛人（さえきのいまえみし）は、五島の福江島で1か月以上順風を待ってから帰京し、その後は病と称して出発しなかったという。

しかしこれはむしろ例外であった。遣唐使節には貴族の子弟が、同行する僧・留学生には傑出した人材が選ばれ、最澄、空海、吉備真備、阿倍仲麻呂など歴史上の大人物が危険を顧みずに唐へ向かった。また、帰朝には多くの渡来人を伴った。難破・失明・妨害にめげず6度目の挑戦で渡来を果たした鑑真は大変な信望を集めたが、唐招提寺の鑑真和上像の柔らかな姿からは、その人物の偉大さが伝わってくる。

ところで、最近のわが国を形容する言葉として「漂流」がよく使われる。船橋洋一氏の『同盟漂流』の影響であろうか。極端ではあるが当たっているようにも思える。

なぜ、漂流なのか。真のリーダーが育たない社会、昔ながらの政治と行政等、さまざまな言い方が行われている。要するに、戦後日本が立脚してきた冷戦体制をはじめとする基礎的条件が変わるなかで、それに対応する戦略を持っておらず、自らの力でそれに対応する能力に欠けている、ということであろうか。

漂流の恐怖を大局的な世界観で克服し、唐の先進的な文物に学ぶとともに、わが国を一人前の国家として唐に認知させようとした遣唐使の時代の思考を、よみがえらせることはできるのだろうか。

本号では、計画外流通米、食品表示制度等を取りあげた。

今月のテーマ

食品の流通と表示

今月の窓

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

米流通の今後を考えるにあたって

計画外米の流通からみえるもの

(財)農村金融研究会主任研究員 坂内 久 2

食品の表示制度の現状と課題

中村光次 15

談話室

日本の花の消費と文化あれこれ

(株)農林中金総合研究所代表取締役社長 栗林直幸 30

平成14年度第2回農協信用事業動向調査結果

長谷川晃生 32

情勢

森林組合の現状と課題

「第15回森林組合アンケート調査」結果から

(財)農村金融研究会調査研究部長 林 省一 38

第21回漁協信用事業アンケート調査結果の概要

尾高恵美 44

組合金融の動き

生保の経営と予定利率引下げ問題について

本田敏裕 50

統計資料 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 計画外米の流通からみえるもの

米流通の今後を考えるにあたって

坂内 久

<財 農村金融研究会主任研究員>

## 〔要 旨〕

- 1 2002年12月に発表された「米政策改革大綱」が示すように、わが国の米流通は、現行規制が大幅に緩和され、計画流通制度が廃止されて原則自由となる新たな時代を迎える。
- 2 生産構造と需給バランスに基づき、少なからず実需の一面をこれまで体現していた計画外流通米は、新たな米流通を考えるうえで羅針盤となり得る存在である。本稿では、生産者と販売業者の両面からこの計画外流通米に焦点を当てて、今後の米流通のポイントを検討した。
- 3 生産者の大規模層ほど計画外販売に積極的に取り組んでいる。そして、最近の米価の長期低落基調から、大規模層では設備投資に伴う借入金の償還負担が大きくなってきている。大規模な生産者を計画外販売に向かわせる理由の一つがここにある。
- 4 生産調整の回避と計画外販売によって、これらの問題に対応しようとする大規模な生産者の姿が浮かび上がるが、このことは、少数の大規模層が売渡数量の大きな割合を占める現在の稲作構造に照らしてみても極めて重要な問題である。
- 5 一方、米の販売業界は、流通規制の大幅緩和と1993年の大不作の影響から、米の販売チャネルが量販店中心にシフトしたと言われる。そんななかで、米卸や専門の米小売を中心に販売業者の側でも、計画外流通米の仕入に積極的に取り組む理由がある。
- 6 量販店側のいわゆるバイイング・パワーが一層強まり、販売業者は熾烈な販売（納入）価格競争を強いられている。その結果が、販売業界では、全国規模の大手米卸、地域の中小米卸、そして零細米卸、大手専門小売という階層分布がほぼ完成してきている。こうしたなか、一部の米卸と専門の米小売を中心に、できるだけ安価な原料玄米を求める傾向が強まり、産地に計画外米を求める、という動きが認められる。
- 7 生産者や販売業者を計画外市場に向かわせる遠因には、国内経済での競争激化等による相対価格の下落や、米の過剰在庫の市場圧力、さらに業務用市場等での低価格圧力などによる米価の長期低落基調がある。
- 8 このように計画外流通米からみても、過剰在庫の持ち方と生産調整への誘引の方法が新たな米流通の最も重要なポイントであり、今後の米流通改革の焦点となる。

## 目次

### はじめに

- 1 計画外流通米の増加と米政策改革大綱の骨格
  - (1) 米政策改革大綱の骨格
  - (2) 計画外流通米の増加
- 2 生産段階の計画外流通米
  - (1) 計画外米の販売先
  - (2) 生産者の計画外販売に3タイプ
  - (3) 生産者直売のタイプ別傾向
  - (4) 生産者を計画外に向かわせるもの
  - (5) 生産者の規模別にみた計画外米販売

- 3 生産者の大規模化と計画外流通との関連
  - (1) 大規模化と設備投資のための借入
  - (2) 米価の長期低落と長期借入金の償還の問題
  - (3) 借入償還への対応策としての計画外米
- 4 販売業者の計画外流通米
  - (1) 販売業者の仕入先・販売先
  - (2) 販売業者を計画外に向かわせるもの
- 5 計画外米の今後と米改革

## はじめに

現行食糧制度によって流通する米は、計画流通米と計画外流通米（以下、主として「計画外米」と表現）に大別されるが、流通の大宗を占めるよう政策的に支持された計画流通米は、その位置を計画外流通米に大きく押し込まれてきたとあって過言でない。このことは、とりもなおさず計画外で流通する米が、今日の米需要（価格と品質の両面）に少なからず合致していたことの証である、と考えられる。その結果、2002年12月に発表された「米政策改革大綱」が示すように、計画流通と計画外流通の区別をなくした制度へと変革を余儀なくされるにいたった。

わが国の米流通は、早ければ年内にも、現行の規制が大幅に緩和され、計画流通制度が廃止されて原則自由とする新たな時代

を迎える。第二次世界大戦前にも自由に米が流通した時代はあったが、既に遠い過去である。改革後の新時代の米流通を考える場合、生産構造と需給バランスに基づく価格、そして品質は不可欠の基本条件となる。その際、少なからず実需の一面を体現したと考えられる計画外流通米は、新たな流通を考えるうえで羅針盤となり得る存在と思われる。

そこで、現行の流通構造が前提となるが、本稿では、この計画外流通米に焦点を当て、これを生産者と販売業者の両面から整理し、今後の米流通を考えてみることにする。

## 1 計画外流通米の増加と米政策改革大綱の骨格

検討内容にも関連するので、まず大綱で示された今度の制度改革と計画外米の流通状況について、簡単に見ておこう。

### (1) 米政策改革大綱の骨格

2002年1月に食糧庁長官の私的諮問機関として設置された「生産調整に関する研究会」での検討結果も踏まえ、同年12月に「米政策改革大綱」がまとめられた。大綱では移行期限を2010年度までと明記したうえで、新たな需給調整システムの確立、流通制度改革、関連施策の実施など米政策改革のあるべき姿を明示している。このうち流通制度改革について簡単に見てみると、ポイントは次の三つである。

一つ目は、「計画流通制度」を廃止し、これに代わる信用補完を目的とした民間法人(公益法人)の設立と、価格形成の既存法人の改組によって、新たな流通体制を構築することである。具体的には、安定供給支援法人を創設することと、現在の自主流通米価格形成センターを改組することがその中核となる。前者は、売り手が代金の回収をできなくなる事態を回避するため民間事業者の買受代金支払いの債務保証をするもので、現在の全国食糧信用保証協会がベースとなる。また、後者の改組は、需要に即し実態を反映した価格形成を期待してのことであるが、目玉は同様の複数市場の容認である。

二つ目は、JAS法に基づく消費者保護の観点に立った適正表示の確保措置と、トレーサビリティシステムの導入である。

三つ目は、食糧法の規制を緩和し、流通業者の「登録制」から簡便な「届出制」への移行である。これによって届出をした者は半ば自動的に流通業者となる。ただし、届けた

者には一定の記帳義務がかけられ、食糧法の立入検査権、調査権をもって米の流通状況を把握し、とりわけ適正表示を担保する。

以上が流通改革の骨格であるが、簡単に言えば、現行の計画流通制度を廃止して流通ルートを原則として自由にし、流通規制を必要最小限にすること、である。

なお、改革のスケジュールは、生産構造改革、需給調整システム改革、集荷・流通改革ごとに、それぞれ2010年度までに、可能であれば2007年度(2007年産米)に、可能なものから早急に、と期限を明示して進められる。このうち、流通改革<sup>(注1)</sup>については、その性格からして、方針が示された時点から当面の当事者により能動的に実行に移されて行くと思われる。

#### (注1) 米政策改革の骨子とスケジュール 生産構造改革

2003年度から準備を開始、2004年度には各地域が実情に応じた「地域水田農業のビジョン(地域自らの発想・戦略と地域の合意に基づき、作物生産、担い手、水田利用の将来方向を明確にした計画)」を策定し、2010年度までにビジョンに描いた姿の実現を図る。

#### 需給調整システム改革

2008年度(2008年産米)までに農業者・農業者団体が主役の自主的・主体的取組みのシステムに移行する。ただし、2006年度にシステム移行が可能かどうか検証し、可能であれば2007年度(2007年産米)に新しいシステムに移行する。

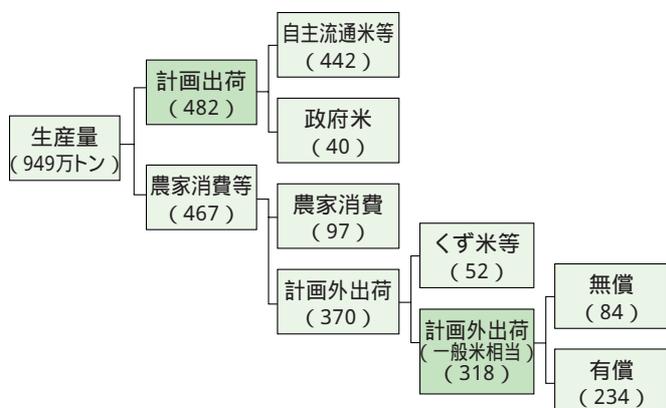
#### 集荷・流通改革

集荷・流通分野の改革は、消費と生産の距離を短縮し、市場の変化に迅速に対応できるようにする。可能なものから早急を実施する。

### (2) 計画外流通米の増加

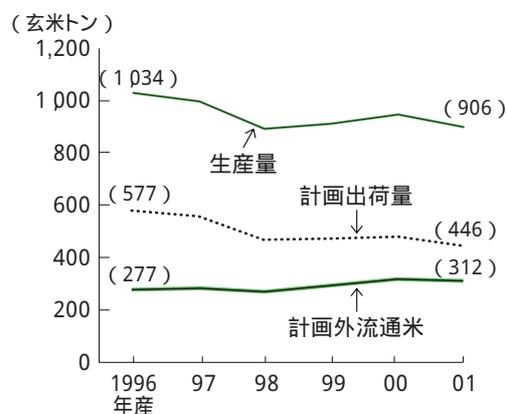
現行制度の下で、米の流通は計画流通と計画外流通に大別されるが、流通数量の現状を簡単に見ておこう。第1図は2000年産

第1図 計画流通米と計画外流通米の内訳



資料 食糧庁「生産調整研究会」資料より作成  
 (注) ( )内は2000年産米の推計値。

第2図 計画外流通米の出回量の推移



資料 食糧庁「生産者の米穀現在残高等調査」

米の推計値であるが、計画米と計画外米（一般米相当）の比率は、これらを合算した800万トンを100とすれば60.2%：39.7%と計画外米が4割に迫る。さらに、この関係を時系列で見ると、近年では計画米が下降線をたどり、反対に計画外米が伸びてきていることがわかる（第2図）。

## 2 生産段階の計画外流通米

この計画外流通米を生産段階で見てもよい。第1図からも了解されるように、計画流通米として出荷された残りが生産者の自家消費と計画外米である。ただし、個別にみれば生産者の出荷は、この図のように分別して出荷されるわけではないし、また後半でふれるが、一般米相当（くず米を除いた検査・未検査米）だけでなく、くず米等も計画外米の一般米相当部分に流れ込むことに留意する必要がある。

そこで、生産者の計画外米の販売先と、

販売形態を整理してみると次のようになる。

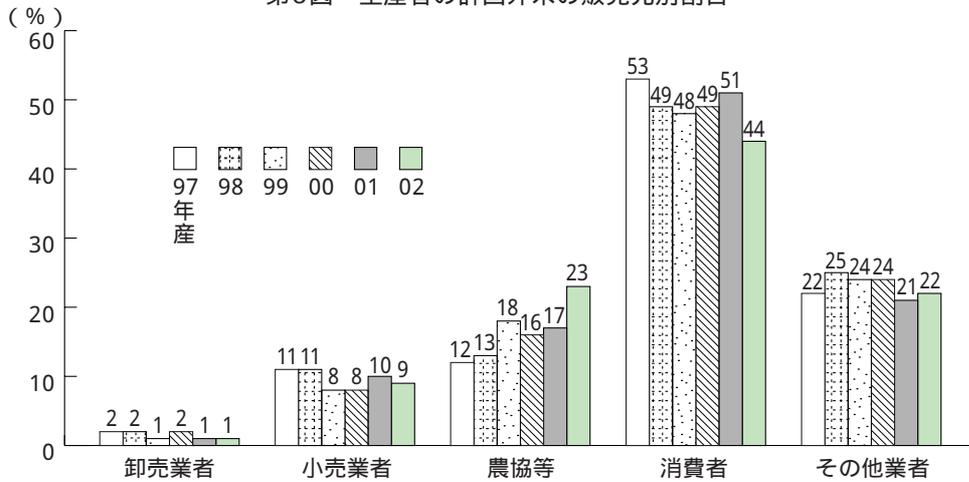
### (1) 計画外米の販売先

生産者の計画外米の販売先は、卸売業者、小売業者、農協等、消費者、その他業者の五つに分類できる（第3図）。そのうち数量が最も多いのは消費者への直売であり、これが5割前後を占め、2割強がその他業者に、2割弱が農協等に、1割が小売業者に、2%程度が卸売業者に、それぞれ販売される。

ここでも、生産者は必ずしもこのように分けて販売しているわけではなく、全て計画外で出荷する場合もあるので、これらの割合は全体を平均した結果であることに留意する必要がある。なお、その他業者とは、食糧制度で登録された以外の業者ということになるが、後述するようにその主力は産地の仲買人や糶摺り・精米業者等である。

つぎに、これとは別に、主産地での聞き取りをもとに、生産者の販売の形態に着目し分類してみると次のようになる。

第3図 生産者の計画外米の販売先別割合



資料 食糧庁「生産段階における計画外流通米の販売等に関する調査」

専門化  
 した生産者  
 への直売タ  
 イプ  
 これはグ  
 ループ直売  
 の発展形態  
 ともいえる  
 が、中心的  
 な人物が集  
 荷・販売業  
 に半ば專業

## (2) 生産者の計画外販売に3タイプ

生産者の計画外米の販売，すなわち直売は，整理すると三つに大別できる。もちろん，販売先別の分類も一定の限界があるように，これも定量的裏づけの点で限界があることを，はじめに断っておかなければならない。

### 自己完結的直売タイプ

このタイプは，生産した米の多くを農協に出荷し，一部を直売するタイプと，農協には出荷せずに生産した米のほとんどを自ら直売するタイプに分けられる。しかし，いずれも直売部分は自己責任において販売から代金回収までを，いわば自己完結的に行う生産者の直売である。

### グループ直売タイプ

このタイプは，一般にほぼ同一の地域で米生産を行う仲間同士が一つのグループを組んで，各人が生産した米の一部または全部をグループの中心的な生産者に集中し，その代表を通じて直売し，そして代表を中心に回収した代金の精算を行うタイプである。

化し，販売先の選定や生産者に対する販売代金等の支払いを，その人物（ないしは法人）が自己責任において行うタイプである。したがって，生産者はここに売り渡した時点で直売がほぼ完結することになる。

この中心的な人物（法人）と既存の商人系集荷業者との違いは，その機能に差異がそれほどないものの，前者は生産者にとってより身近で親近感のもてる販売先ということができる。

いずれのタイプも，販売先は消費者であったり，産地の仲介業者や既存の集荷業者，など専門的な業者であったりする。この生産者のタイプ別と販売先の相関を類型化することは困難であるが，このタイプの販売先には，少なからず米卸や小売，外食事業者などの大口が含まれると思われる。また，生産者からよく聞くのは，心掛けて販売先を分散することによって代金回収リスクの軽減を図っていることである。

### (3) 生産者直売のタイプ別傾向

ところで、これら三つのタイプの生産者直売には次のような傾向が認められる。

のタイプと のタイプは、米の検査や保管などで農協を限定的に利用し、販売だけを自前で行う傾向がみられる。そのうち のタイプは、量が多くなるにしたがって、その後の展開が「農協」への出荷と、 のタイプの直売へと分かれる傾向が認められる。

そして、前者の場合、そこでは販売代金の回収リスクと、これまでの稲作経営安定対策の出荷契約金の支払いにあたり、過重な負担となることが指摘されている。これらのリスクと自己金融は、規模が大きくなれば責任や負担が個人の領域を越えてしまうからである。しかし、その一方で既存販路の維持願望も強いいため、このケースでは販売先を維持しつつ農協経由（帳合手数料のみ）で直売を続けるという対応もみられる。

他方、後者の場合は、その過程でこれらの業務が農協の販売事業と競合することもあって、その専門化した生産者は、農協から離反してしまう。ただし、そこを利用する生産者の方は、農協組合員として農協の他の事業利用は維持するというのが一般的な姿である。したがって、このケースは産地に新たな集荷・販売業者を誕生させることでもある。

### (4) 生産者を計画外に向かわせるもの

つぎに、生産者は何故、計画外販売に向かうのかをみてみよう。

食糧庁の「生産段階における計画外流通

米の販売に関する意向（2001年産）」調査では、計画外米を販売する理由は、「親類・友人の注文があるから」とする生産者が約8割で、他の理由に比べ飛びぬけて多い。ただし、この選択肢の表現からすると、受動的に注文があるような解釈も成り立つので回答に際し選択しやすいことに留意する必要があるにしても、圧倒的に多いことには変わりがないし、前出の販売先別割合ともおおむね一致する。もちろん、生産者側が積極的に親類や友人を介して直売販路を開拓した結果であろうことは容易に想像できる。

それ以外では、「現金がすぐ入る」（12.5%）、「消費者との結びつきがある」（11.0%）、「庭先まで集荷にきてくれる」（7.7%）、「手取りが多い」（7.4%）などである。「」は「」とほぼ同類であるが、「」と「」は既存の集荷業者や産地の仲買人への販売が想定される。

ここで注視すべきは、「手取りが多い」という理由であろう。これには、計画流通で販売するよりも手取りが多いと計画外で販売するから手取りが多いという両方の意味が含まれる。色々な理由があげられると思われるが、次のようなケースが想定される。前者は、有機米や低農薬米など、付加価値販売のケースによる質的な面で達成され得る。後者は、生産調整への参加を忌避した、全面的作付のようなケースによる量的な面で達成され得る。

### (5) 生産者の規模別にみた計画外米販売

そこで、つぎに生産者の規模別から計画

外米の販売を見てみよう（前項同、食糧庁調査）。

計画外販売に積極的に取り組んでいると思われる生産者の層はどこかを見てみると、計画外への販売意向は全体で3割強であるが、5.0ha以上層ではこれが60%強となる。そして大規模層になるにしたがって計画外への販売意向が強く出ている。

これを前記の計画外米の販売理由と関連づけて考えてみると、直売の販路を確立した大規模稲作経営、付加価値販売で手取りを多くする大規模稲作経営、生産調整をしないで手取りを多くする大規模稲作経営、という三つの姿が想定され、いずれも現実に存在するであろうと思われる。しかし、この「大規模」を「小規模」に置き換えて読み直してみるとどうか。大規模と小規模で最も現実性のある違いは、スケールメリットが働くかどうかである。そうであるとすると、～の中で最もスケールメリットが働くとと思われるのは、の「生産調整をしないで手取りを多くする」ことではないだろうか。

～のいずれもが現存する姿であろうが、より現実的という点に着目してを検討の対象とするなら、そこでは何故、生産調整が忌避されるのか、またどうしてより多くの手取りを求めなければならないのか、が問題となる。

さらに、農家数で3%弱の作付面積3ha以上の経営体が売渡数量の約3割を占め、もう少し小さくとして農家数累計で1割弱の同1.5ha以上の経営体が同5割強を占める今日

の稲作構造を振り返るとき、新たな米流通にもこの問題は大きく影響すると思われる。

そこで、大規模経営と計画外流通との関連を、大規模化に伴って生まれた問題と計画外米販売がどのように関連しているのかに焦点を絞って考えてみることにする。

### 3 生産者の大規模化と 計画外流通との関連

#### (1) 大規模化と設備投資のための借入

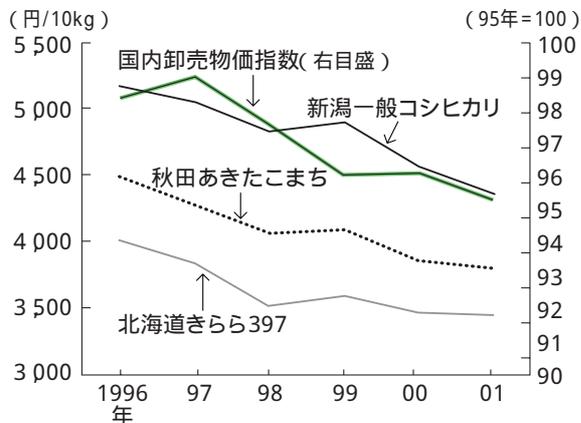
最近の法人化の動きには著しいものがある。また法人にはいくつかのパターンがあり、1970年代に顕著であった一戸一法人もその一つであるが、複数の専業農家から成る法人は近年の傾向であり、しかも最近の法人の多くは経営が大規模化している。

東北や北陸のような稲作地帯においては、大規模経営の法人が顕著に認められる。前出のタイプやのように、そこでは米を生産し、また一部を集荷してこれを直売するという方法をとるところも比較的多くみられる。こうした動きの背後には、米単作地帯の二種兼業農家のリタイアが加速し、これに伴って生産受託が増えているといった事情がある。また、これらの地域では担い手への集中と並行して急速な規模拡大が起きている。そして、これに伴う農業関連投資の結果、借入金残高が相当程度ある。

#### (2) 米価の長期低落と長期借入金の償還の問題

一方、最近の米価は長期低落の基調にあ

第4図 主要銘柄米の卸売価格と国内卸売物価指数



資料 食糧庁,日本銀行

る(第4図)。また米の需給は過剰基調にあるため、生産調整が不可欠でかつその強化圧力が高まっている。このため、大規模な設備投資を行った稲作経営にあっては、長期資金の償還計画に狂いが生じつつあり、それが運転資金の利用や資金繰りに影響を与えている。

とりわけ大規模稲作経営では、設備投資に伴う借入金の償還負担が大きくなってきているという問題が生じており、これは共通した経営環境といえよう。

統計をもとに、大規模経営を代表して稲作収入が第1位の法人経営体における負債比率をみてみよう(第5図)。棒グラフは、スーパーL資金の融資がスタート

したころの1995年から最近までの農業収入と農業所得、および長期借入金残高である。折線グラフは、農業所得率(農業所得/農業収入)と、便宜的な負債比率(長期借入金残高/農業収入)である。

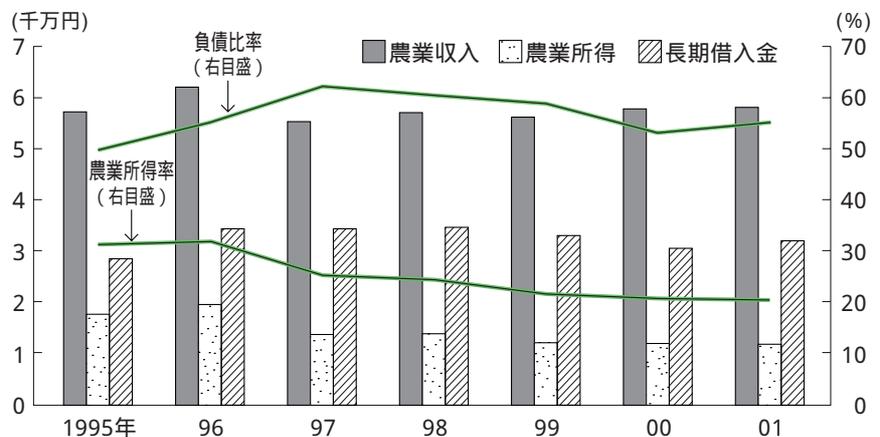
このグラフからも明らかなように、農業所得が年々減少する中で長期借入金の残高がそれほど減っていない。所得率は右肩下がり、負債比率はやや右肩上がりの傾向にある。このことから、長期借入金の償還負担が経営に重くのしかかっていると考えられる。

### (3) 借入償還への対応策としての計画 外米

こうした借入金返済の重圧に対し、生産地での聞き取りでは、大規模稲作経営がとる対抗策の代表的な手法として、つぎの二つがあげられている。

一つは、更なる規模拡大によって生産量を増やし、売上高を従前の規模以上に維持

第5図 法人経営における農業所得率と負債比率



資料 農林水産省「農業組織経営体経営調査(稲作1位)」

し、借入金の償還に対応する方法である。

もう一つは、稲作経営安定対策による下落時の価格補填の道は閉ざされるリスクを伴っても、積極的に生産調整政策から離脱し、全面作付と計画外販売によって一定規模以上の売上を確保し、返済に対応する方法である。

しかし、前者の更なる規模拡大は、それに必要な自己資金や新規借入のための担保が確保されなければ取組みが難しく、地域によって生産調整割合が異なることから、一般に適用可能な手法とはいいがたい面がある。また超大規模稲作になると生産量が多すぎて農協を介さない販売は、倉庫の確保や在庫保有、代金回収の面で難易度が高くなるといった問題がある。このため最近の経営環境の中で対応策を模索すると、後者のような生産調整の回避と計画外販売によることが近道になる。

このような点に、大規模経営が計画外販売に意欲的に取り組もうとする理由があると考えられる。なお、これだけではなく、紙幅の関係で略さざるを得ないが、年間を通じた資金繰りの問題も少なからず影響していると考えられる。

#### 4 販売業者の計画外流通米

つぎに、計画外流通を販売業者の側から見よう。

##### (1) 販売業者の仕入先・販売先

###### a 米卸の計画外米の仕入

先にみたように、生産者の計画外米の販売先は、圧倒的に消費者が多かったが、それ

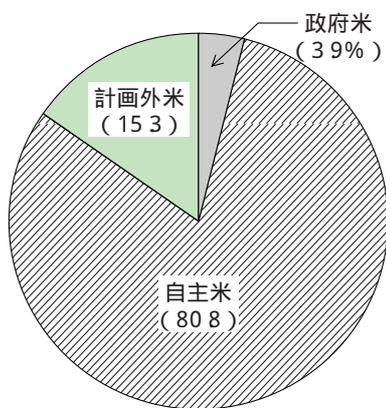
以外の販売先では、その他業者、農協等、米小売、そして米卸があがっていた。このうち前にも触れたが、その他業者の主力は、産地の仲買人や初摺り・精米業者等で、農協等は農協と商人系集荷業者である。生産者の販売先別で最も割合が低かったのは米卸である。その値からすると米卸は計画外米を利用しないかのようであるが、実はそうではない。

全国の米卸は、年間およそ620万トン前後の玄米（以下、原料玄米）を仕入れて、これを精米に加工して量販店や生協、米小売などに販売するほか、一部は仕入れた玄米の状態のまま精米施設を持つ米小売等に販売する。その米卸の原料玄米の仕入先は、全農等の自主流通法人や政府（食糧庁）、その他と大きく三つに分けられる。そしてそれらの原料玄米は、慣習的にその仕入ルート名を冠して、それぞれ自主米（自主流通米）、政府米、計画外米（計画外流通米）と呼ばれる。

2000年度でみた米卸のそれらの仕入割合は、おおよそ自主米が81%、政府米が4%、計画外米が15%である（第6図）。このうち計画外米の数量は精米にして85万トン（玄米換算約95万トン）であるが、近年、これが増えている。

そこで、米卸の計画外米の仕入先をみると、「その他業者」（60.6%）、同業の「米卸（卸間売買）」（18.2%）、「出荷業者（農協や経済連、商人系集荷業者やその県組合）」（12.7%）、「生産者」（5.1%）などである。数量では全体の6割をその他業者から、約2割を卸間売買から、1割強を出荷業者から仕入れている。米卸が主にどこから計画外米を仕入

第6図 米卸の仕入区分別割合(2002年度)



資料 食糧庁「米穀販売業者の現況」

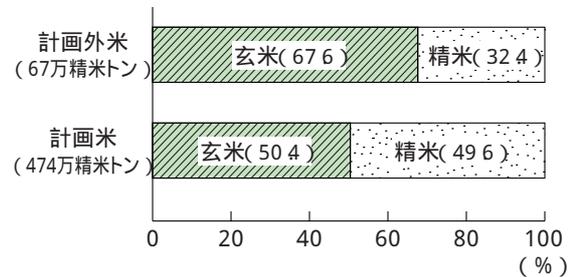
れているかは、個別的にみれば多様であろうと思われるが、主体はここで最大のその他業者からの仕入である。

生産者の販売先別割合でみたように、くず米等から流れ込むものを除外して、生産者から一般米として有償で出てくる計画外米は、2000年産では少なくとも約230万トンであったから、卸の計画外米仕入(約95万玄米トン)は、最大でこの約4割に相当し、それがいずれかのルートを通じて米卸(注2)に入っている計算になる。

#### b 米卸の計画外米の販売

つぎに、米卸が年間に販売する米は、数量にして550万トン前後(精米換算)であるが、このうち計画外米で販売する割合は12.6%(68万トン=玄米換算76万トン)で全体の1割強である。その販売先は、量販店を含む登録小売と、米卸、給食や業務用の炊飯を主とする大型米飯業者などで、その割合はそれぞれ79.2%、10.5%、5.5%で、計画外米の販売先としては同小売が圧倒的に多い。

第7図 米卸の販売区分・精米玄米別販売割合(2000年度)



資料 第6図に同じ

しかし、米卸が販売する計画外米の約7割は原料玄米で販売され(第7図)、その量は玄米換算で約51万トンである。

計画外米の8割は登録小売に販売されていたが、本格的な精米設備を持たない量販店など一般の登録小売が原料玄米で仕入れることは稀であるから、ほとんどは設備を持つ専門の米小売に販売されていると考えられる。そうであるとすると、米卸は自分のところで約3割(約25万玄米トン)を精米にして販売し、残りの約41万トンの原料玄米を精米に加工することなく、専門の米小売に販売しているのである。

それでは、専門の米小売は計画外米をどの程度仕入れているのだろうか。

#### c 米小売の計画外米の仕入

まず、いま見たように米卸からの仕入となる約41万トンがあげられる。そして、既に見たように、生産者の計画外販売の約10%(23万玄米トン)が生産者から小売業者に直接販売されていた。

ただし、その直売先は必ずしも専門の米小売とは限らないし、そのなかには生産者

が精米した製品を仕入れて販売する小売も含まれる。物流経費等を考えると、その多くは玄米で仕入れる小売業者であろう。しかも物流に見合った一定ロットが満たせない場合は、産地ないしはその近隣の小売業者への小口販売になると思われる。

ところで、生産者から出る有償の計画外米が230万トン（以下、玄米）で、そのうち約半分が消費者への直売であったから、残りの約120万トンが何らかの流通ルートに乗る。そのうち約41万トンが米卸から米小売に入る。

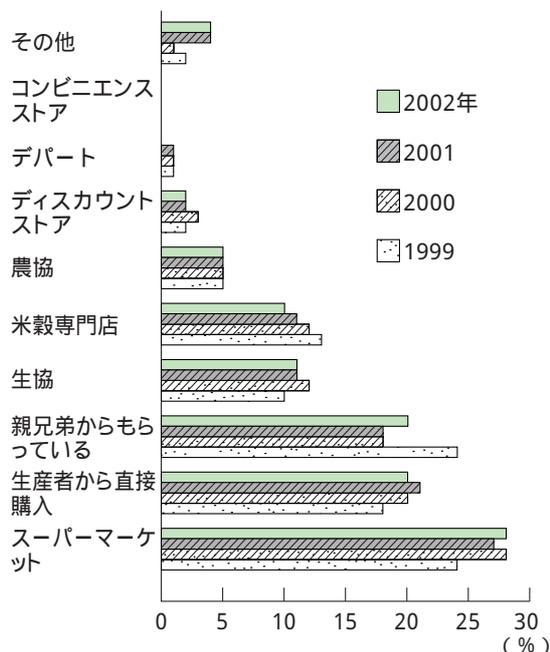
一方、米小売の仕入先は必ずしも米卸に限らないし、関係者からの聞き取りでも、産地仲買人や集荷業者から直接仕入れるところも少なくない。さらに各種原料玄米の相場が掲載されたファックスサービス等を基準に、販売業者間の売買を仲介するブローカー（仲介業者）から仕入れる米小売もまた少なくない。

そのように見ると、まず全体の供給量から米小売のチャンネルで販売される数量を導き出し、それと先ほどの米卸からの仕入量を比べた方が大枠を把握しやすいと思われる。

ここ4～5年の計画流通米が大まかに約470万トンとすると、これに有償の計画外米が約230万トンでこれを加えた約700万トンが全供給量となる。

これに、消費者モニター調査（第8図）に基づく米購入先のなかの米専門店からの購入割合である約13%を掛けてみると、およそ90万トンという数値が導き出される。なお、米専門店は、ここに示された他の業

第8図 消費者の米購入先



資料 食糧庁「食糧モニター調査」

態のディスカウントストアやスーパーマーケット等にも販売しているので、これが最大値ではない。

しかし、いずれにしても約90万トンと仮定すれば、米卸から約41万トンの仕入を考慮すると、専門の米小売は、半数の約50万トンを米卸以外の計画外の流通ルートから仕入れていると推定される。

以上のように、計画外米に対する需要は販売業者の中でも米卸、とりわけ専門の米小売に集中しているのである。

それでは何故、米卸や専門の米小売は計画外で仕入れなければならないのか。

（注2） 最大というのは、ここに引用した数値が個別米卸の仕入量の積み上げであって、必ずしもネットの数量とは限らないためである。また、計画外米を含む玄米ベースの米は、米卸など販売業者間で、卸間売買等による業者間の転売が常態化しているため、全卸の数量を正確にネットで把握することが困難である。

## (2) 販売業者を計画外に向かわせるもの

### a 価格競争

前述の消費者の米購入先(第8図)を見ても了解されるが、親兄弟からの無償譲渡と生産者直売を除くと、販売業者であるスーパーマーケット(量販店:全国展開の大手量販店と地域に展開する量販店)からの購入割合(25%強)が、他の小売業態からの購入に比べて圧倒的に高い。この結果は、流通規制の大幅な緩和と1993年の大不作によって、以前に主流を占めた米穀専門店や生協から、量販店に米の販売チャネルがシフトした、と販売業界で言われていることを裏づけている。

量販店が主流を占めることになったことで、米販売業界、とりわけ米卸の量販店に対する販売(納入)競争が激しくなっている。それまで米卸は、主力である多数の米穀専門店を中心に販売していたが、販売先の主力が量販店に移ったことにより、参入規制も手伝って安泰な経営を続けていた米卸は大転換を余儀なくされた。一般に、1店舗で大量に米を販売し、しかも多店舗展開をする量販店は、その一方で仕入窓口と仕入先を少数に絞り込んで量販店側のいわゆるバイイング・パワーを強める。このため米卸は、その少数の納入米卸として熾烈な価格競争を強いられる。これはとりわけ全国展開する大手量販店との取引において顕著である。

こうした競争によって、近年では米卸のヒエラルヒーが生じた。大手量販店に販売する大手の米卸と、地域量販店への販売に

甘んじなければならぬ中小の米卸、そしてその戦線にも遅れをとった零細な米卸、という分布がほぼ完成している。

このヒエラルヒーは、米の仕入価格にも影響を及ぼす。スケールメリットを生かして自主米を大量に仕入れることによって、単位当たりの価格低減を可能にした大手の米卸と、そのスケールメリットが生かせない米卸との間に、同一商品間の仕入価格に大きな差が開くという事態が生じている。

### b 低価格の原料米確保

こうした事態を専門の米小売側からみると、それまで米小売の販売先であった地域量販店を、価格競争によって排除された中小米卸によって侵食されることが少なくなっている。そのうえさらに、主として米卸から原料米を仕入れる米小売は、そうした中小米卸との価格競争に直面すると、その多くは仕入原価で劣位に立たされる。したがって、価格のできるだけ安い原料玄米を求めることになり、とりわけ専門の米小売が計画外流通ルートを開拓していくことになる。また、価格競争の場は量販店に限らない。近年、特に米の使用が伸びている外食の世界でも同様のことが起きているのである。

専門の米小売が、同じ業態の同業者や中小米卸と対抗することになる最大の理由は、その機能が近似していることにある。それは、玄米を仕入れて精米に加工し、これを販売する機能である。これが小規模の伝統的な店頭での精米・加工であれば、対抗の必要性は少ないが、大規模な専門小売

と中小米卸との段階になると、販売先の要求に対応した小回りの優劣は別にあるとしても、激しい対抗戦（価格競争）が起きることが少なくない。

したがって、一部の米卸と専門の米小売のところで、できるだけ安価な原料玄米を求め、その結果として産地<sup>(注3)</sup>に計画外米を求めると理解される。

(注3) それまで食糧法に基づいていた精米表示規制が、2001年4月からJAS法に基づいて行われるよう改正された。この変更と、さらに牛肉のBSE問題に端を発する二セ表示問題を一つの転機として、一般消費者用に販売される精米の表示に関連して、検査米と未検査米の間で評価差が生じている。この影響が計画外米の流通にも現れている。これについては紙幅の関係で省略した。

## 5 計画外米の今後と米改革

生産者と販売業者の両面から計画外流通を見てきたが、生産者を計画外販売へと向かわせる理由と、販売業者にそれを仕入に向かわせる理由とは、一方はできるだけ高く売りたいと、もう一方はできるだけ安く買いたいと、市場で出会う売手と買手のように利害が相反しており、全く違っている。

しかし、彼らを計画外市場に向かわせる基本的な条件は共通している。それは米価の長期低落基調である。その要因には、競争の激化等による相対価格の下落や、豊作等による過剰在庫の市場への圧力、さらには業務用を中心とした低価格帯のSBS輸入米による代替圧力などがあげられる。

これらの環境条件が大きく変化しない限

り、計画外米（今後はこれと同様の性格の米）の流通量は増えこそしても、減ることは考え難い。特に、食糧制度と稲作経営安定対策の下で生じた、過剰在庫の持ち方の問題と密接に関係する。この在庫が直接的に、市場価格を押し下げる方向に作用する。新たな改革によってか、何らかの方策によってか、いずれであっても市場価格が上昇に転じる政策に転換しない限り、少なくとも大規模稲作経営を中心とした計画外流通米のパイプは、現状と変わらず維持されることになると思う。

こうした生産現場での条件を大きく変えるには、市場から過剰在庫を完全に隔離できるか否かがポイントになる。自動車にたとえば、アクセルを踏んで競争促進策を進め、一方で適切にブレーキを踏んで安全確保をはかるように、これは運転責任者である政府のまさに政策判断に委ねられている。この変更が模索されない限り、今後の米流通に大きな変化は期待できない。こうした点で計画外流通米は、生産調整政策の今後の改革に大きく関係していると言えよう。

<参考文献>

- ・工藤昭彦「水田農業構造改革のここがポイント」『農業と経済』2003年3月、昭和堂
- ・佐伯尚美「米政策はどう変わるか」『農業研究』2002年12月、日本農業研究所
- ・松島正博「流通システム改革の焦点」『農業と経済』前掲同
- ・拙稿「大規模農業経営体と農協事業の関わり」『農林金融』2001年8月

(ばんないひさし)

# 食品の表示制度の現状と課題

## 〔要 旨〕

- 1 食品の偽装表示の発覚，異物混入，残留農薬汚染などの問題の発生により，消費者の食の安全・安心に対する関心がかつてなく高まっている。2002年1月に発覚した食肉の原産地偽装事件に端を発して，次々と食品の虚偽表示が明るみに出たことで，食品の表示制度に対する消費者の信頼は大きく揺らいでいる。
- 2 最近実施されたアンケート調査では，食品の表示が信用できないという人は8割以上にのぼっている。表示のなかでも，特に原産地表示や期限表示に対する関心が高く，最近の一連の食品を巡る不祥事が食品表示への信頼を損なわせたといえる結果となっている。
- 3 現在，農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく品質基準制度に基づき，一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に原産地表示が，また一部の加工食品に原料原産地表示が義務付けられているが，原産地表示がJAS法で義務付けられたのは96年の青果物5品目からである。
- 4 食品の日付表示制度は，当初，製造年月日表示が原則とされたが，94年12月に「JAS規格及び品質表示基準の告示改正」および「食品衛生法施行規則の改正」により，期限表示に改正された。
- 5 現在，わが国における食品の表示制度は，JAS法，食品衛生法等，複数の法律で規定されている。そのため消費者にはわかりにくいものとなっており，食品の表示制度の見直しが求められている。
- 6 02年8月の「食品の表示制度に関する懇談会 中間とりまとめ」を受けて，農林水産省と厚生労働省は，「食品の表示に関する共同会議」を設置した。最優先の検討課題として期限表示の用語・定義の統一があげられ，両者は，03年3月に報告書「期限表示の用語・定義の統一について」をまとめ，加工食品の期限表示を「賞味期限」に統一することとした。
- 7 食品の表示の信頼性を回復するためには，表示制度の見直しによる一層の充実・改善に加え，トレーサビリティシステムを構築していくことが有効であろう。トレーサビリティシステムは，食品の表示を最終的に保証するものであるといえ，表示された情報の信頼性を向上させることが期待できよう。また，国内の産地にとっては，産地ブランドの確立，再構築のためにもトレーサビリティに取り組むことで，履歴の情報を付加価値を高める目的で利用することが重要になるであろう。

目次	(1) 青果物の原産地表示制度
1 はじめに	(2) 加工食品の原料原産地表示制度
2 食品の虚偽表示事件の発生要因と消費者の表示に対する意識	5 食品の日付表示制度の沿革と現状
(1) 食品の虚偽表示事件の発生要因	(1) 製造年月日表示の沿革
(2) 食品表示に対する消費者の意識	(2) 製造年月日表示から期限表示への改正
3 わが国の食品表示制度の現状	(3) 現行の期限表示の方法
(1) わが国の食品表示に関する法律	6 現行の食品の表示制度の問題点と見直し
(2) JAS法と食品衛生法の義務表示事項	(1) 現行の食品の表示制度の問題点
4 食品の原産地表示制度の発足と経緯	(2) 期限表示の用語・定義の統一
	7 信頼回復への取り組み

## 1 はじめに

食品の偽装表示の発覚、異物混入、残留農薬汚染などの問題の発生により（第1表）、食の安全・安心に対する関心がかつてなく高まっており、特に食品の表示に対

する消費者の目が厳しくなっている。

食品は、生産・加工・流通などの複雑な経路をたどって消費者の元に届くが、消費者はそれらの現場を確認することはできず、表示による情報を信頼して食品を選択している。このため食品の表示は、食品の内容を正しく識別できるものでなくてはな

らない。しかし、2002年1月における食肉の原産地偽装事件の発覚に端を発して、次々と食品の虚偽表示が明るみに出た。こうした事件が多発したことで、食品の表示制度に対する消費者の信頼は大きく揺らいでいる。

現在、わが国の食品の表示制度は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法等、複数の法律で規定されている。そのため消費者にはわかりにくいものとなっており、食品の表示制度の見直しが求めら

第1表 最近の主な食品事故の事例

1996年5月	岡山県及び大阪府においてO157食中毒が発生し、患者数約1万人
99. 2	ダイオキシンに関する報道により、一部産地の野菜の販売に影響
00. 6	低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生し、1万5千人弱の患者が発生
00年夏	食品の異物混入等が多数報道され、大規模な自主回収措置等を実施
00.10	食品から安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシ「スターリンク」が検出
01. 5	スナック菓子等に安全性未審査の遺伝子組換えジャガイモ等が混入し、大規模回収
01. 9~	国内で初めての牛海綿状脳症(BSE)の牛が発見
01.12~	中国国内での野菜の残留農薬汚染問題が報道され、検査を強化。中国産冷凍ホウレンソウの1割弱が残留農薬基準値を超過する事実が判明
02. 8	発ガン性などがある無登録農薬が違法に輸入、販売、使用され、30都県で農産物を回収・廃棄

資料 新聞記事等から作成

れているところである。

本稿では、食品の表示制度の現状と課題について、特に消費者の関心が高まっている原産地表示と期限表示を中心にとりあげ、その制度の発足から現在に至った経緯を整理するとともに、今後の課題について検討したい。

## 2 食品の虚偽表示事件の発生要因と消費者の表示に対する意識

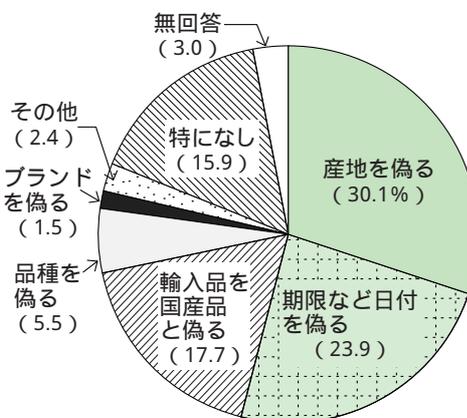
このところ相次いだ食品の虚偽表示に関する事件の発生要因は、どのようなものであり、事件が多発した影響で、消費者の食品表示に対する意識にはどのような変化がみられるであろうか。最近実施されたいくつかのアンケート調査の結果をもとに考察する。

### (1) 食品の虚偽表示事件の発生要因

食品流通にかかわる全国の卸売業者を対象とした調査によると、食品表示のうち最もかかわりが深い問題としては、「産地を偽る」(30.1%)がトップとしてあげられており、2番目に「期限など日付を偽る」(23.9%)、続いて「輸入品を国産と偽る」(17.7%)となっており、食品の原産地表示や期限表示の偽装に関する問題が上位にあげられている(第1図)。

食品表示に関する問題が発生した要因については、「消費者の原産地・ブランド・品種志向」(49.6%)が最も多く、消費者の国産・ブラン

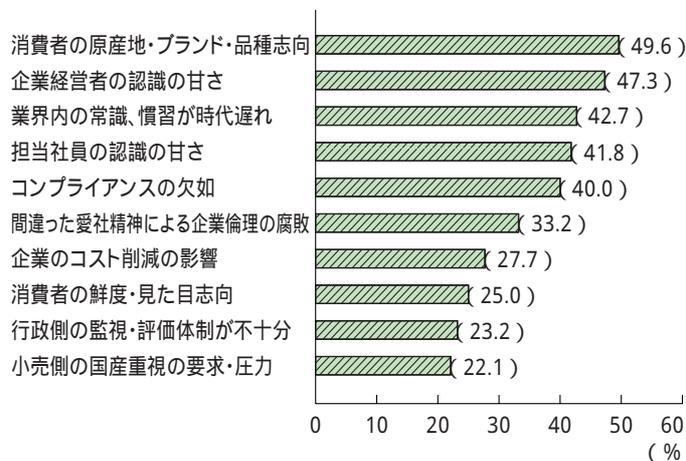
第1図 食品表示のうちもっともかかわりの深い問題



資料 日本経済新聞社(2003)『食品表示に関する調査』  
 (注) 食品流通にかかわる全国の1,350社の卸売業者を対象に実施した調査(回収率33.5%)。

ド志向に便乗したという認識が強いことがうかがえる(第2図)。続いて、「企業経営者の認識の甘さ」(47.3%)、「業界内の常識、慣習が時代遅れ」(42.7%)などがあげられており、企業のコンプライアンス体制の甘さに対する指摘が目立っている。

第2図 食品表示に関する問題はなぜ発生したか(複数回答)



資料(注)とも第1図に同じ

(2) 食品表示に対する消費者の意識

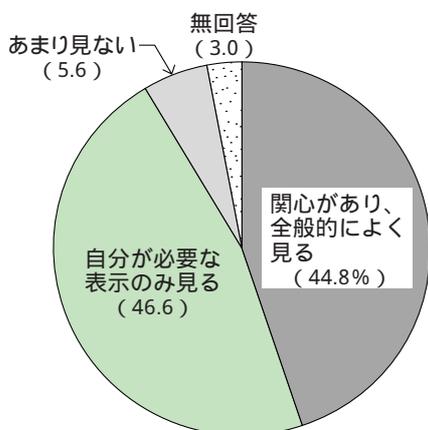
a 商品選択のための情報として

役立てているが信頼性は低下

次に消費者の意識をみてみると、普段、食品を買う時に、表示を「関心があり全般的によく見る」という人は44.8%、「自分が必要な表示のみを中心に見る」という人は46.6%と、表示を確認して食品を購入している人の割合は9割を超えており、ほとんどの消費者が食品表示を商品選択のための情報として役立てていることがわかる(第3図)。

しかし、1年前と比べて「表示されていることが信用できなくなった」人は77.9%となっている。「前からそう」(3.8%)という人を加えると、表示が信用できないという人は8割以上にのぼっており、消費者の信頼感が大きく低下していることがうかがえる(第4図)。

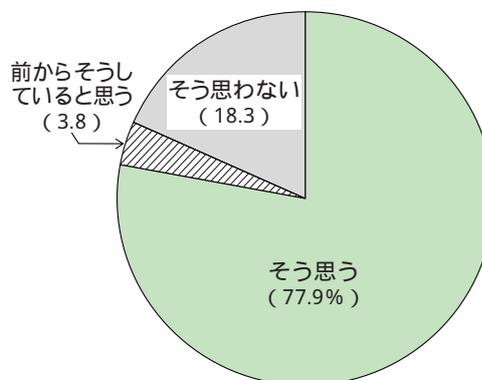
第3図 食品の表示を見て買い物をするか



資料 内閣府(2002)『食品表示に関する消費者の意識調査』(7月)

(注) 1 実施主体：日本生活協同組合連合会。  
2 全国の生協組合員および協力者を対象に実施した調査(有効回答数4,326件)。

第4図 食品表示への姿勢の変化(1年前との比較) 表示されていることが信用できなくなった



資料(注)とも第3図に同じ

b 原産地表示への不信感

また、国民生活センターの調査によると、特に信頼できないと思う表示については、「肉類」「生鮮魚介類」「生鮮・冷凍野菜」で「原産国の表示」の回答がトップとなっており、また「国内産地の表示」も「肉類」「生鮮魚介類」で「日付表示」に次いで3番目に高い回答となっている(第2表)。

このようにBSE(牛海綿状脳症)発生に伴う国産牛肉の買い上げ制度の悪用や、牛肉や鶏肉の偽装表示など、最近の一連の食品を巡る不祥事が食品表示への信頼を損なわせたといえる結果となっている。

c 安全性に対する意識の高まり

農林漁業金融公庫の調査によると、食品を購入する際に意識することは、「安全性」(63.6%)がトップであり、次に「おいしさ」(54.3%)、「価格」(50.2%)の順となっている(第5図)。「おいしさ」や「価格」よりも「安全性」と回答した人が多いのは興味深い結果であり、消費者の食品の安全性に

第2表 「肉類」「生鮮魚介類」「生鮮・冷凍野菜」「加工食品」の特に信頼できないと思う表示

	原産国の表示	日付表示 (賞味期限,消費 保持期限)	国内産地の 表示	抗生物質を 使わない又 は減らしてい る旨の表示	遺伝子組換え 食品の使用, 不使用に関す る旨の表示	農薬や食品 添加物に関 する表示
食品区分	肉類	59.5	56.8	43.5		
	生鮮魚介類	57.1	53.8	50.9	33.4	
	生鮮・ 冷凍野菜	55.6	49.9	46.4		農薬を使わない 又は減らしてい る旨の表示55.6%
	加工食品	49.5	58.4	40.4		食品添加物に関 する表示59.4%

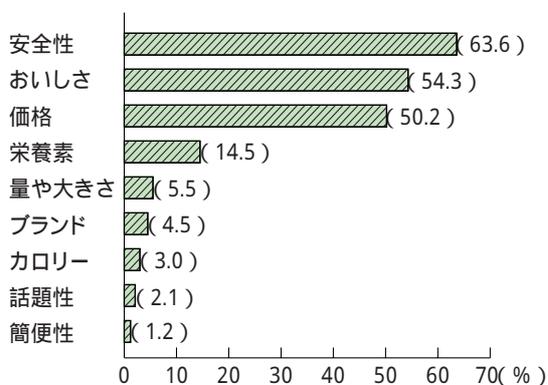
資料 国民生活センター(2003)『国民生活動向調査』(2月)  
 (注) 1 政令指定都市および東京23区に居住する世帯人員2人以上の世帯の20歳以上69歳以下の「一家の中で、生活の切り盛りと管理に責任を持つ女性」3,000人を対象に実施した調査(有効回収率70.7%)。  
 2 食品区分欄の等は、各区分での順位を表す。  
 3 加工食品の位は「原材料名の表示」(43.1%),他に位「栄養成分表示」21.1%。

に対する意識が高まっていることがわかる。

また、食品を購入するとき、安全性を判断するものとしては、生鮮食品では「産地」(45.6%)が、加工食品は「賞味期限や品質保持期限」(67.0%)がトップにあげられている(第6図)。

また、内閣府の調査(第7図)でも、食

第5図 食品を購入するとき、どのようなことを意識して選んでいるか



資料 農林漁業金融金庫(2002)『食品の表示に関するアンケート調査』(8月)  
 (注) 沖縄県を除く都道府県庁所在地(東京都は23区)に居住する2,300世帯を対象に実施した調査(回収率33.6%)。

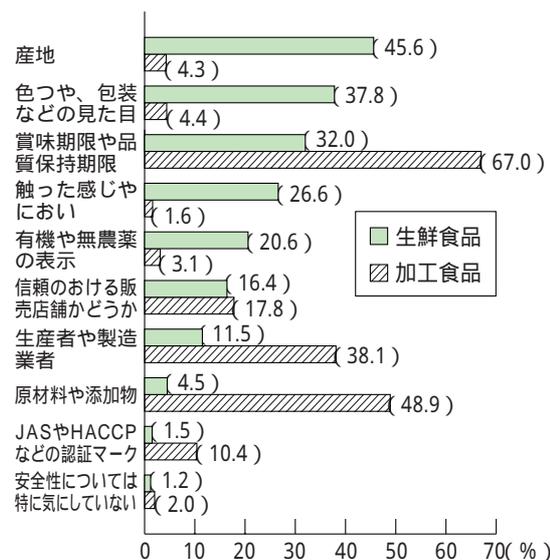
品表示への関心度について「よく見る」と回答した割合は「賞味期限・品質保持期限・消費期限」(96%)が最も高く、次いで「産地・原産地表示」(71%)となっており、表示のなかでも期限表示や原産地表示に

に対する消費者の関心が高いことがわかる。

d 生産者、企業、行政などは軒並み信頼を失う

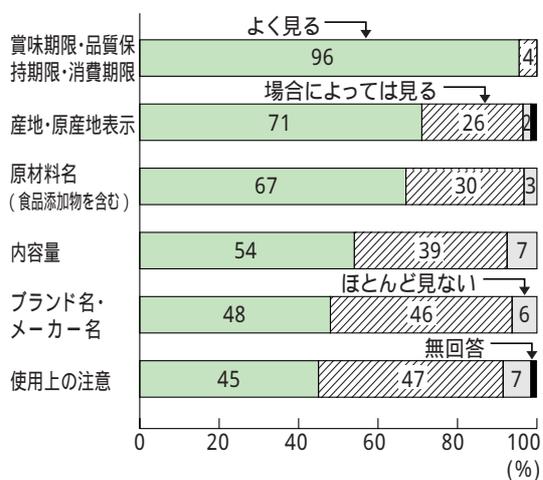
生産者、企業、行政などに対する消費者

第6図 食品を購入するとき、安全性をどのようなことで判断しているか



資料(注)とも第5図に同じ

第7図 食品表示への関心度



資料,(注)とも第3図に同じ

の信頼の程度はどうであろうか。第8図をみると、信頼している(「信頼している」+「どちらかといえば信頼している」)人が半数を超えているのは、国内の農家などの「国

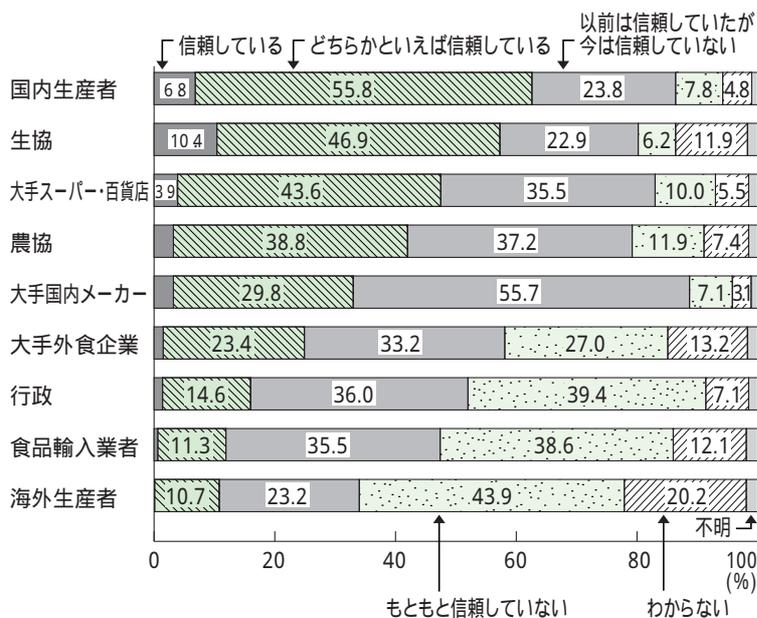
内生産者」と「生協」のみとなっている。

「国内の大手食品メーカー」については、「以前は信頼していたが今は信頼していない」人が55.7%と半数を超えており、大きく信頼性を失った結果となっている。また「農協」(37.2%)、「行政」(36.0%)、「大手スーパー・百貨店」(35.5%)に対しても最近になって信頼性を失った消費者は3割を超えている。

最近の食品の偽装事件に関与した企業の多様さを反映して、程度の差はあるものの、食品の生産や流通に従事している各主体に対する消費者の信頼感は、軒並み失われた結果となっている。

### 3 わが国の食品表示制度の現状

第8図 生産者・企業・行政などに対する消費者の信頼度



資料 セゾン総合研究所(2002)「食の安全安心に関する消費者意識と行動の変化」(8月)

(注) 首都圏在住の20~60代の社会人男女1,200人(同研究所生活ネットメンバー)を対象に実施した調査(回収率86.7%)。

このように、近年、消費者の食品表示に対する関心が高まっているが、わが国の食品表示制度は現在どのようになっているのであろうか。

#### (1) わが国の食品表示に関する法律

食品の表示を取り扱う法律は複数あり、お互いに補いあうことで表示が成り立っている。食品は生命の維持に不可欠なものであるが、消費者が自らのニーズに合った食品をその外観からのみで判断して選択することは困難である。そのため、わが国の食品表示

制度は、消費者の商品選択に役立つこと、衛生上の事故・危害の防止（食品の安全の確保）に役立つこと、正確で誤認を生じさせないこと、の3つを目的としている。

現在、わが国における食品の表示に関する法律としては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、食品衛生法（食衛法）、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、計量法、栄養改善法などがある。

なかでも食品表示を規制している主な法律は、JAS法、食品衛生法、景表法の3つである。しかし、法律の制定の目的はそれぞれ異なっており、JAS法は「一般消費者の適切な商品選択に資すること」、食品衛生法は「飲食に起因する健康上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」、また景表法は「公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護すること」と定められている

（第3表）。JAS法及び食品衛生法に基づく表示基準は、一定事項を表示させることを主たる目的として定められているものであるが、景表法は不当な表示をしてはならないことを主たる目的としたものである。

## （2）JAS法と食品衛生法の義務表示事項

食品表示を規制している主な法律は、先に述べた3法であるが、義務表示事項があるのはJAS法と食品衛生法である。JAS規格制度の創設は1950年、食品衛生法が制定されたのが1947年であり（第4表）、制定されるに至った背景は異なっているものの、消費者に対し正確で信頼でき、わかりやすい情報を提供するという趣旨は共通している。

義務表示事項は、「消費者が必要とする情報と情報選択のしやすさのバランスを踏まえ、多くの消費者にとって商品選択の上で重要なもの」と、「衛生上の事故・危害

第3表 JAS法, 食品衛生法, 景表法の概要

	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)	食品衛生法(食衛法)	不当景品類及び不当表示防止法(景表法)
所管	農林水産省	厚生労働省	公正取引委員会
制定	1950年 「農林物資規格法」として制定(JAS規格制度の創設)	1947年 食品衛生法制定	1962年 不当景品類及び不当表示防止法制定
制定の目的	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく品質表示は、食品等の品質に関する適正な表示を行わせることによって、一般消費者の適正な商品選択に資することを目的としている。	食品衛生法に基づく表示は、飲食に起因する健康上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とし、食品の安全性を確保するために重要な役割を果たし、一般消費者の保護に資するものである。	不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)に基づく不当表示規制は、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、独占禁止法の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としている。
表示対象	一般消費者向けのすべての飲食料品	容器包装された販売の用に供する食品または添加物等	一般消費者向けに事業者の提供する商品等

資料 厚生労働省, 農林水産省 『食品の制度に関する懇談会』資料

第4表 食品表示制度の変遷

	JAS法関連	食品衛生法関連
1940年代		47 食品衛生法制定(販売の用に供する食品等につき,公衆衛生の見地から必要なものには,一定の標示を義務付ける旨及び公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の標示等を禁止する旨規定) 48 食品衛生法施行規則制定(標示を行うべき食品等を定め,標示すべき事項を規定)
50	50 「農林物資規格法」として制定(JAS規格制度の創設)	57 標示基準に違反する食品等の販売禁止
60		61 名称標示の義務化 69 容器包装に入れられた加工食品について,名称,製造所所在地,製造者氏名及び一定の添加物を含む旨の標示の義務化
70	70 JAS法改正により品質表示基準制度を創設(対象はJAS規格制定品目に限定) 71 最初の品質表示基準を制定(果実飲料,炭酸飲料) その後,品目ごとに順次制定	72 「標示」を「表示」に改正(注) 公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある誇大な表示及び虚偽又は誇大な広告の禁止を追加
80		89 添加物について,化学的合成品であるか否かにかかわらず表示を義務化
90	93 JAS法改正により品質表示基準の制定対象をJAS規格制定品目以外にも拡大 94 日付表示を「製造年月日」から「消費期限」又は「賞味期限(品質保持期限)」に改正 96 青果物(ブロッコリー等5品目)の原産地表示を義務化(98年,ごぼう等4品目を追加) 99 JAS法改正により品質表示制度を改正(個別品目の品質表示からすべての飲食物品を表示対象に拡充,表示違反に対するペナルティーの強化)	94 日付表示を「製造年月日」から「消費期限」又は「品質保持期限」に改正 95 品質保持期限と同一の期限を示す期限の文字として,「賞味期限」を定めた
00	00 すべての生鮮食品に原産地等の表示を義務化 01 すべての加工食品に賞味期限等の表示を義務化 遺伝子組換え食品に係る表示を義務化 「有機」等表示規制を実施 農産物漬物(梅干し,らっきょう漬け)の原料原産地表示を義務化 その後,水産加工品等を順次追加 02 JAS法改正案国会提出(公表の弾力化,罰則の強化)	01 遺伝子組換え食品及びアレルギー物質を含む食品に係る表示を義務化 保健機能食品の表示事項を規定

出典 厚生労働省,農林水産省『食品の表示制度に関する懇談会』資料

(注) 「標示」…食品等及び容器包装に関し明示された文字等

「表示」…容器包装されているものばかりでなく店頭に掲示や添付文書に記載されたものも含む。

の防止のために事業者に行わせる必要があるもの」という考え方によって定められている。現在、JAS法と食品衛生法が表示を義務付けている事項は、第5表のとおりであり、JAS法と食品衛生法は、義務付けている表示事項が重複しているものも多い。期限表示はともに義務表示事項であるが、原産地（原産国）の表示を求めているのはJAS法であり、食品衛生法では義務

第5表 JAS法と食品衛生法の義務表示事項

担当官庁	JAS法		食品衛生法
	農林水産省		厚生労働省
対象	生鮮食品	加工食品	
名称(品名)			
原材料名			
添加物		1	
原産地又は原産国		2	
内容量	3		
消費期限 5			
賞味期限又は品質保持期限 6			
保存方法			
製造者等の氏名又は名称及び製造業者等の所在地	4		
遺伝子組換え食品である旨			
アレルギー物質を含む旨			

出典 厚生労働省、農林水産省『食品の表示制度に関する懇談会』資料

- (注) 1 原材料の一環として、添加物の表示を求めている。  
 2 輸入品に限る。  
 3 特定商品(食肉、野菜及び果実等)であって、容器に入れ、又は包装されたものに限る。  
 4 特定商品(食肉、野菜及び果実等)であって、容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者の氏名又は名称及び住所を表示する。  
 5 消費期限は、期限が製造又は加工日を含めておおむね5日以内のもの。  
 6 賞味期限又は品質保持期限は、消費期限を規定する食品以外の食品へ表示するもの。  
 \* 食品によっては、これらの事項に加えて、幾つかの事項の表示が義務付けられる。

付けられていない。

以下では、消費者の関心の高い食品の原産地表示と日付表示の制度について、現在に至った経緯等を見てみたい。

## 4 食品の原産地表示制度の発足と経緯

現在、JAS法に基づく品質表示基準制度に基づき、一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に原産地表示が、また一部の加工食品に原料原産地表示が義務付けられている。JAS制度は、1950年に農林物資規格法としてスタートしたものであるが、原産地表示がJAS法で義務付けられたのは最近のことであり、96年の青果物5品目からである(前掲第4表)。

### (1) 青果物の原産地表示制度

#### a 青果物の原産地表示制度の導入の経緯

かつては、腐敗性の高い生鮮食品は遠方から運ばれてくることは少なかったが、流通手段の発達等により生鮮食品の流通範囲は広がり、海外からも野菜などが輸入されてくるようになってきた。こうして生鮮食品であっても消費地の近辺で生産されたものとは限らなくなったため、原産地の情報を求める声が高まってきたのである。

青果物の原産地表示制度が導入された背景を整理すると、急激な輸入野菜の増加、あるいは産地の多様化から消費者からの原産地表示を求める声が強くなってきたこと、生産者サイドにおいても、自らの生産物の生

産地をはっきりさせるために表示の充実を求める要請が強まってきたこと、従来、「青果物の一般品質表示ガイドライン」という通達の中の項目の一つに産地の表示も入っていたが、通達には強制力がないこともあって限界があったこと、があげられる。

そのため、食品表示問題懇談会で検討した結果、JAS法の品質表示基準制度を活用して、青果物についての原産地表示を義務付けること、ガイドラインについて必要な見直し・強化をおこなって一層の啓発・普及を通じて原産地表示の充実に努めること、といった内容の報告書が95年11月にまとめられた。

#### b 原産地表示の対象品目

青果物原産地表示の対象とする品目は、消費生活上重要なもの、国産品とあわせ相当量の輸入品が出回っているもの、原産地による品質格差の大きい青果物であること、といった要件を総合的に勘案して選定することとされた。

その結果、96年3月の農林物資規格調査会で、ショウガ、ニンニク、サトイモ、ブロッコリー、シイタケの青果物5品目が対象品目として選定され、原産地表示制度は、JAS法を改正して96年9月20日から開始された。さらに、98年4月からは、従来の5品目に加えて、ゴボウ、アスパラガス、サヤエンドウ、タマネギの4品目が表示対象品目に追加され、計9品目となった。

その後、食品の多様化、消費者の食品の品質および安全性や健康に対する関心の高まり等に対応して、食品の表示制度を充実、

強化する観点から、99年7月にJAS法が改正され、00年7月1日以降は一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品に原産地表示が義務付けられた。

#### (2) 加工食品の原料原産地表示制度

##### a 原料原産地表示制度の導入の経緯

JAS法で加工食品について原料原産地表示が義務付けられたのは、01年の梅干しとらっきょう漬けからである。

加工食品の原料原産地表示については、品目によっては、商品選択を行う上で重要な情報となる場合があり、消費者は加工食品の原料の原産地も知った上で商品を購入したいという要望がある。一方、加工食品は一般に非常に多くの原材料で構成されており、製造業者がこれらのすべてに原産地を表示することは事実上不可能である。また消費者にとっては、必要以上に細かい表示は、見にくくわかりにくいものになってしまうおそれがある。

こうしたことから、農林水産省は、消費者、学識経験者、製造業者等からなる検討会を開催し、00年3月に報告書「原料原産地表示のあり方」をとりまとめた。このなかで、品目の特性に応じた原料原産地表示の導入について、十分説明可能な合理的な判断ルールを設定し、これに基づいて個別品目ごとに精査して、その結果に従って原料原産地表示を実施していくことが適当とした。

##### b 原料原産地表示対象の考え方

検討会の報告書では、加工食品の原料原

産地表示を行う対象品目については、原材料の原産地による差異が品質に反映されるか、加工の程度が比較的低くおおむね原型をとどめているか、消費者の誤認を与えるような表示が行われている実態があるか、他の方法によって消費者の誤認を防ぐことは困難か、原材料の安定供給が可能で原料原産地がある程度一定しているか、表示を事後的に確認する手段・体制は十分か、という視点を総合的に判断して考えるべきとされている。

#### c 原料原産地表示の対象品目

そして、個々の品目ごとに原料原産地表示の必要性、実行可能性等が検討された結果、加工食品では、まず輸入原料の使用頻度の高いものから原料原産地表示を義務付けることとなり、まずその対象となったのが、梅干しとらっきょう漬けであった。

そして、梅干し、らっきょう漬けが01年10月から、さらにその他の漬物についても02年4月から表示が義務付けられた（第

第6表 加工食品の原料原産地表示の対象品目

品 目	義務付け日
農産物漬物(梅干し,らっきょう漬け) (上記以外の漬物)	2001年10月1日 02.4.1
乾燥わかめ 塩蔵わかめ 塩干魚類(あじ・さば) 塩蔵魚類(さば) うなぎ加工品	02.2.1
かつお削りぶし	02.6.1
野菜冷凍食品	03.3.1

資料 厚生労働省,農林水産省『食品の表示に関する共同会議』資料

6表)。また、水産加工品(塩さば,あじ・さばの開き,うなぎの蒲焼,塩蔵・乾燥わかめ)は02年2月から,かつお削りぶしは02年6月から表示が義務付けられ,冷凍野菜食品についても03年3月から原料原産地表示が義務付けられた。

## 5 食品の日付表示制度の沿革と現状

現在,加工食品の日付表示は,期限表示が義務付けられている。期限表示は,消費者にとって食品を購入する際などに新鮮か,食べられるかの目安となるものであり,消費者が特に注意してみる表示事項であろう。

### (1) 製造年月日表示の沿革

食品の日付表示制度の始まりは,1948年の食品衛生法及び同法施行規則の施行による製造年月日の義務付けからである。当初は,飲用牛乳,ハム,ソーセージ,缶詰,びん詰等に製造年月日の表示が義務付けられ,食品の日付表示制度においては,製造年月日表示が原則とされた。

もともと製造年月日表示は,戦後における米国向け輸出水産缶詰の品質面でのトラブルがきっかけであり,GHQ(連合国軍総司令部)からのロット識別符号表示の申し入れに対応する措置として輸出缶詰に導入され,その後,食品衛生法において一般食品向けにも取り入れられたものである。

食品衛生法による製造年月日表示の義務付けは,食品衛生上の事故が生じた際に,

その事故に係る食品を回収し、あるいは製造段階にまで遡及して原因を解明するための手掛かりとするためであった。また同時に、消費者が製造年月日表示を基に食品の品質がいつまで保たれるかを自ら判断することにより、食品衛生上の事故を防止することに資するものでもあった。

一方、JAS法に基づくJAS規格(日本農林規格)については、1960年に「にせ牛缶問題」が発生したことを契機として、表示の適正化の視点も重視するようになり、61年以降は、JAS規格の中に表示の基準を規定し、日付については食品衛生法と同様に原則として製造年月日を表示することとなった。

## (2) 製造年月日表示から期限表示への改正

国際規格の日付表示では期限表示が採用されていること等から、わが国においても「製造年月日表示」は、97年4月1日に廃止され、「期限表示」に改正された。

食品衛生法では94年9月の食品衛生調査会の答申を受け、またJAS法では、94年8月の農林物資規格調査会の答申を受けて、94年12月に「JAS規格及び品質表示基準の告示改正」および「食品衛生法施行規則の改正」により、日付表示は製造年月日表示から期限表示に改正された(95年4月1日に施行されたが、97年3月末までは移行期間として経過措置がとられた)。また、食品の日持ちは保存条件に影響されることから、併せて保存方法の表示も義務付けられた(ただし、常温で保存できるものは表示

を省略できる)。

期限表示への改正の趣旨については以下の3点があげられている。

多様な食品が出回っており、製造技術・流通技術が変わってきていることから、製造年月日表示では食品の日持ちの情報を判断することが難しくなっている。

製造年月日表示によって鮮度志向があらわれ、製造段階の深夜・早朝操業、流通段階の多頻度小口配送、返品等の誘因となっており、資源の浪費にもつながっている。

CODEX(FAO/WHO合同食品規格委員会)でも期限表示が採用されているので、それとの整合性をとる。

## (3) 現行の期限表示の方法

期限表示は、食品の劣化に伴う衛生上の危害の発生を防止する観点から、食品の製造後において飲食に供することが適当である期間の終期を示すものである。この終期を過ぎた場合、劣化速度が速い食品と比較的緩慢な食品とでは、衛生上の危害が発生する可能性に差があるため、「消費期限」と「賞味期限<sup>(注)</sup>(品質保持期限)」の2種類の期限表示を導入することが適当とされている。

(注) 現行の期限表示の方法は以下のとおりとなっている。

5日以内に消費すべきものは「消費期限」を年月日で表示

日持ちが比較的短い食品(すべての品質特性を保持しうる期間が3か月を超えないものは「賞味期限(または品質保持期限)」を年月日で表示

日持ち期間が長い食品(同3か月を超えるものは「賞味期限(または品質保持期限)」を年月日または年月で表示

## 6 現行の食品の表示制度の問題点と見直し

現在の食品の表示制度は、既に説明したとおり複数の法律で規定されており、同じ表示項目に異なる用語が使われる場合があるなど、消費者にとってわかりにくいとの指摘があり、表示制度の見直しが求められている。

このため、消費者等関係者からの意見を今後の食品表示制度のあり方の検討に反映させることを目的に、厚生労働省と農林水産省が設置した「食品の表示制度に関する懇談会」が、02年6月から開催され、同年8月には5回にわたって行われた検討結果について中間とりまとめが行われた。

### (1) 現行の食品の表示制度の問題点

02年8月の「食品の表示制度に関する懇談会 中間とりまとめ」では、「食品の表示制度については、食品衛生法、JAS法等の各制度が制度発足以来、各府省が互いに十分な連携をしないまま、それぞれの表示制度を独自に実施してきたことが消費者、事業者双方にとって分かりにくい仕組みとなった大きな要因である」とし、「食品衛生法とJAS法に基づく表示とが、制度発足当時と比較して相当オーバーラップしてきていることもあって、現行の食品の表示制度の問題点として、以下の点が顕在化してきている」と指摘している。

表示制度が複数の法律に分散して規定されており、一覧できないため、消費者、

事業者双方にとって分かりにくいこと。

それぞれの各表示制度に基づく表示項目や表示内容が、それぞれの府省ごとに決定される仕組みであるため、整合性が取れておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがあること。また、解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠けること。

監視体制や是正措置も各制度によって異なっており、連携が十分でないこと。

この中間取りまとめでは、「複数の法律において用語や定義などが異なっている表示項目等については、表示を見る消費者、表示を行う事業者の分かりやすさを考え、速やかに整合性の確保に向けて検討に着手すべきである」と指摘している。

中間とりまとめを受けて、厚生労働省と農林水産省は、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法等について検討を行うことを目的とする「食品の表示に関する共同会議」を02年12月に設置した。共同会議では、順次食品の表示項目、方法等に関する検討が開始され、最優先課題として期限表示の用語・定義の統一について検討することとされた。

### (2) 期限表示の用語・定義の統一

現在、劣化速度が比較的緩慢な食品の期限表示については、「品質保持期限」と「賞味期限」の2つの用語が存在し、劣化速度が速い食品に対する「消費期限」については、2つの定義が存在する（第7表）ことから、消費者、食品事業者双方からわかりにくいとの指摘がある。

「食品の表示制度に関する懇談会 中間取りまとめ」においては、「特に、消費期限や賞味期限及び品質保持期限については、関係府省で速やかに定義や用語の統一を図る必要がある。」と指摘し、具体的検討を行って

くことが必要であるとの提言がなされた。

03年2月に行われた第3回共同会議では、現行では「品質保持期限」と「賞味期限」の両方で認められている期限表示の用語について、「賞味期限」に一本化する見解が示された。そして農林水産省と厚生労働省は、03年3月に第4回共同会議を開催し、「期限表示の用語・定義の統一について」の報告書をまとめた。同報告書では、加工食品の期限表示を「賞味期限」に統一し、また「消費期限」の定義については、消費者及び事業者の混乱を解消するため、統一を図ることが適当としている。「賞味期限」に統一する理由としては、多くの種類の商品に使用されていることや、可食限界のニュアンスがある品質保持期限よりも賞味期限という用語が適切であると考えられることなど、といった観点から適当であるとする意見が多数を占めたことをあげている。

第7表 期限表示に関する定義等の現状

	品質保持期限	賞味期限
	食品衛生法	JAS法
表示(概念)対象	期限表示を表示する食品であって消費期限を表示する食品以外の食品に表示	
定義	定められた方法により保存した場合において、食品又は添加物のすべての品質の保持が十分にある可能であると認められる期限を示す年月日(1)	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待されるすべての品質特性を十分に保持しようと認められる期限(2)
両法の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法(品質保持期限 賞味期限) 品質保持期限と同一の期限を示す文字として「賞味期限」を規定(4)</li> <li>JAS法(賞味期限 品質保持期限) 「賞味期限(品質保持期限)」と規定(2)</li> </ul> JAS法の賞味期限及び品質保持期限と、食品衛生法の品質保持期限及び賞味期限とは同一の意義(3)	

	消費期限	
	食品衛生法	JAS法
表示(概念)対象	製造又は加工日を含めておおむね5日以内の期間で、品質が急速に劣化しやすい食品に表示	
定義	定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の食品又は添加物の劣化に伴う衛生上の危害が発生するおそれがないと認められる期限を示す年月日(1)	容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、摂取可能であると期待される品質を有すると認められる期限(2)
両法の関係	JAS法の消費期限と食品衛生法の消費期限とは同一の意義(3)	

出典 厚生労働省、農林水産省『食品の表示制度に関する懇談会』資料  
 (注) 1 食品衛生法施行規則第5条第1項第1号口  
 2 加工食品品質表示基準第2条  
 3 「飲料品及び油脂の日本農林規格及び品質表示基準の日付表示に係る事項の改正について」(平成7年2月17日付け7食流第392号通知)  
 4 「食品衛生法施行規則第5条第1項第1号口及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第7条第2項第2号ホの厚生労働大臣が定める文字」(平成7年厚生省告示第19号)

## 7 信頼回復への取組み

食品の産地偽装表示の多発を踏まえて、農林水産省は02年6月にJAS法の改正を行い、表示に対する監視・罰則規定が強化された。この改正によって、品質表示基準に違反した業者に対する罰則を大幅に強化するとともに、消費者への迅速な情報提供及び実効性確保の観点から、違反事実を確認し、指示をした場合には、原則として公表できるようになった。さらに偽装表示の防止対策の一環として、JAS法による規制以外に食品表示110番や食品表示ウォッチャー

といった取組みを実施し、モニタリング体制を強化している。

生産者と消費者が互いのことをよく知っており、商品の情報も互いに共有しているような「顔の見える関係」であれば、その食品に表示の必要性を求める声は少ないであろう。しかし、現在では食料の流通が広域化、複雑化しているため、食料生産の現場（「農」）と食卓（「食」）の距離が拡大している。消費者は購入しようとする食品についての生産・製造、流通過程等の情報を正確に知る立場にないため、表示が食品の情報について知り得る手段となる。

このように「食」と「農」の距離が拡大しているなかで、食品の供給側が正確な情報を消費者にわかりやすく伝えることは、消費者保護の大前提ということができ、食品に関する情報提供の手段として、表示が果たす役割はかつてより大きくなっていると思われる。しかし、消費者の食品表示に対する信頼性は低下しており、情報を単に表示として提供するだけでは信頼に結びつけるのは難しくなっている。

食品表示の信頼性を回復するためには、表示制度の見直しによる一層の充実・改善に加え、その食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたかがわかるトレーサビリティシステムを構築していくことが有効であろう。

一部の企業ではトレーサビリティシステムの確立や積極的な情報開示に踏み出している。生産・流通を含む情報を消費者に開示し、必要があればさかのぼって追跡できるトレーサビリティシステムは、食品の表

示を最終的に保証するものであるといえる。したがって、トレーサビリティシステムの導入により、各段階で食品とその情報を追跡し、また遡及できるようにすることによって、表示された情報の信頼性を向上させることが期待できよう。

また、JAグループにおいては、生産者があらかじめ決められた適切な生産基準に基づいて生産を行ってその内容を記帳し、農協がそうして生産された農産物を分別して販売し、消費者・取引先に対して生産情報を開示していく「生産工程管理・記帳運動」の推進に組織をあげて取り組んでいる。こうした食品の安心につながる情報公開の姿勢が消費者の信頼を取り戻す一助になっていくであろう。

食品の表示制度が正しく機能すれば、国内の産地ブランドが確立し、国産品の振興に役立つものと考えられる。国内の産地にとっては、トレーサビリティに取り組むことで、蓄積された履歴の情報を戦略的に産地の付加価値を高める目的で利用することが重要になるであろう。

<参考文献>

- ・小野一弘(2002)「食品表示の現状と今後の可能性」社団法人 食料需給研究センター『食品流通研究』4
- ・農林統計協会(2003)『フードシステムの展開と政策の役割』フードシステム学全集 第7巻
- ・林田耕一郎「食品表示の適正化 - 有機農産物等表示, JAS法改正, 日付表示」『1993年度版 食料白書 食品・農産物の安全性』食料・農業政策研究センター
- ・山本謙治(2003)『実践 農産物トレーサビリティ』誠文堂新光社
- ・農林統計協会(1997)『いま食品表示に問われるもの』日本農業の動き 121

(副主任研究員 中村光次・なかむらこうじ)

## 日本の花の消費と文化あれこれ

以前、ある友人から日本の花（切り花）の消費は鹿児島が一番だと聞いたことがあった。何となく意外な感もあり長く気になっていたが、今回改めて調べてみると総務省家計調査に「都道府県県庁所在地別年間切り花購入額推移」という統計があり、これによると、なるほど鹿児島市が1世帯当り購入額で毎年トップを続けており、例えば平成10年の1世帯当り切り花購入額は24,793円で全国平均12,268円の倍に達している。

友人の鹿児島県人や鹿児島勤務経験者に聞いてみると異口同音に「それはお墓の供花だよ。春秋の彼岸、お盆だけでなく、頻繁にお墓参りをして一年中お墓の花を絶やすことのないよう努めている」とのこと。鹿児島の人にとっては祖先を敬う気持ちが極めて強いこともあるが、何よりも立ち並ぶお墓の中で、わが家のお墓の花だけが枯れているようなことは、最大の恥であるとのことで、なるほど納得した次第である。

なお、直近の平成13年度の統計をみると福島市の1世帯当り切り花購入額が、鹿児島市に肩を並べてきているが、この辺の事情についても一度、福島の識者にご教示賜りたいものである。

ところで、日本の花消費の特色であるが、消費需要の約60%は冠婚葬祭などの業務用で占められており、家庭内消費は年々増加してはいるものの20~25%に過ぎないと言われている。

しかも、日本の花消費は歴史的に仏教の普及に連動して拡大してきており、圧倒的な葬儀向け需要のほか仏壇の供花、墓参り供花等のウェイトが極めて高い。「花きデータブック2002」の中に、東京都が実施した葬儀費用調査があるが、これによると、都内における平成13年度の平均的葬儀費用は175万円であり、そのうち生花費用には32万円を要したとされている。関係者から届けられる供花の費用を加算すれば、相当なものである。

また、日本にはやはり仏教から派生した生け花（華道）文化の発達がある。多くの流派が存在し、それぞれ多数の師匠とお弟子さんを抱え、大量の花を消費するのであ

る。私事で恐縮であるが、小生の母は生前自宅で長年に亘り小原流生花教室を開いており、帰省の折には若いお嬢さん達が大勢で、花を生けている光景を見かけたものであるが、そこには近所の花屋さんから大量の教材用の花が届けられていたのである。もっとも最近では、花嫁修業としての生け花は衰退気味で、むしろパーティー会場や食卓等を飾る西洋流フラワーアレンジメントの方が盛んなようである。

日本の花消費の特色のひとつに贈答用の生花がある。花を贈りものにするのは、日本だけでなく先進諸国にもある習慣と思うが、日本の場合は高額であり、しかも先ず3千円、5千円、1万円という金額を決めてその金額で花を組み合わせてもらうのである。従って高額になるほど洋らん等高価な花を多く使うことになる。欧米ではプレゼントに持参する花は1束千円にも満たないそうである。

日本において消費される花の品目は、葬祭関連が多いことから「各種きく類」が断然トップであり、平成13年の切り花卸売市場取引額（農水省花き統計）3,497億円の約3割を占めている。以下「ゆり」「ばら」が300億円で、「カーネーション」「洋らん」と続く。一方、例えばオランダ市場では断然トップは「ばら」であり、以下「きく」「チューリップ」「ゆり」「ガーベラ」の順で続いている。各国の花消費は宗教、気候条件、国民性の違い等から随分と異なった特色を有するものである。

ところで近年の切り花卸売市場取引額は平成10年の4,216億円をピークに年々低下しており、平成13年度は3,497億円にまで低下した。数量、単価とも下がっており、消費の停滞は著しい。明らかに景気低迷の長期化によるものと思われるが、花き生産者や流通業界にとってまさに由々しき事態である。これまで日本人は花を愛でる気持ちや花々を楽しむ遊び心により、日本独自の花文化を形成してきた。また、ガーデニング、フラワーアレンジメント、母の日のカーネーション等西洋流花文化も吸収しつつ、経済成長に対応して花の消費を拡大させてきたのであるが、ここに至る消費停滞はまことに残念である。

最近日本のストレス社会の中で、色、香り、音楽等各面にわたり、「癒し系」と称するものが持てはやされている。花は人の心に安らぎや潤いを与えるまさに「癒し系」の最たるものである。花消費が回復することを心から念ずるものである。

（株）農林中金総合研究所代表取締役社長 栗林直幸・くりばやしなおゆき）



## 平成14年度第2回農協信用事業動向調査結果

### はじめに

農協信用事業動向調査(以下「動向調査」)は、全国の資金観測農協の協力を得て、毎年2回実施しているアンケート調査である。2002年11月に実施した平成14年度第2回動向調査では、個人貯金の動向、組合員所得動向と農協貯貸金への影響、員外個人向け貸出のアプローチ状況、組合員や地域住民の意見・要望の把握、反映方法等を取りあげた。以下、調査結果の概要について紹介する。

### 1 集計対象農協の概要

動向調査の対象となった農協は、02年11月現在で信用事業を営む農協から地域別農協数等を勘案して選ばれた405農協である。今回はうち379農協から回答が得られ、集計率は93.6%であった。

第1表 集計農協と全農協との比較(2002年9月末)

(単位 百万円, %)

	1農協当たり残高		(A)/(B) (倍)	前年比伸び率			
	集計農協 (A)	全農協 (B)		02年3月末		02年9月末	
				集計農協	全農協	集計農協	全農協
貯金	115,455	70,557	1.6	2.0	2.0	1.0	0.9
貸出金	33,051	20,588	1.6	1.0	1.2	1.4	1.9
貯貸率	28.6	29.2					

集計農協の1農協当たり平均の貯貸金残高はともに全農協平均の1.6倍となっており、集計農協はやや規模の大きな農協が多い。<sup>(注1)</sup>そのため、集計農協が全農協に占めるシェアは農協数で36.1%であるが、貯金残高では58.8%、貸出金残高では57.5%となっている。

一方、貯貸金の前年比伸び率を比較すると、全農協の02年3月末と9月末の伸び率は、貯金が2.0%、0.9%、貸出金が1.2%、1.9%である。それに対して、動向調査の結果では、貯金が2.0%、1.0%、貸出金が1.0%、1.4%である。水準に差はあるものの、伸び率の動きは全農協と同様の傾向を示しており、おおまかな資金動向をみる際の代表性はあるものと考えられる(第1表)。

(注1) 全農協のデータは農協残高試算表による。

### 2 個人貯金の動向

日銀の『金融経済統計月報』によると、都銀等の国内銀行の個人預金の前年比伸び率は02年3月の5.0%から9月の4.7%へと低下している。そこで農協における個人貯金の動向と伸び率変化の要因について聞いた。

第2表 農協個人貯金の前年比伸び率の低下要因(複数回答)

(単位 組合, %)

	回答組合数	貯金財源の伸び悩み	借入金の償還に充てるための貯金の取り崩し	生活資金に充てるための貯金の取り崩し	ペイオフに伴う他金融機関への預け替え	他商品(投資信託等)への流出	組合員等の農協利用度の低下	前年度の郵貯満期金流入の反動	前年度の他金融機関からの資金流入の反動	納税資金に充てるための貯金の取り崩し	農協利用者数の減少	年金、給振の取り扱いの減少	保有が増加貯蓄せずに現金での	その他
全国計	204	72.5	48.0	47.5	46.6	12.7	11.3	11.3	10.8	5.4	4.9	2.9	15.7	
地帯	特定市	33	54.5	60.6	30.3	45.5	15.2	9.1	12.1	27.3	36.4	0.0	6.1	12.1
	中核都市	27	70.4	40.7	44.4	59.3	22.2	18.5	14.8	14.8	18.5	3.7	0.0	3.7
	都市的農村	87	70.1	46.0	52.9	43.7	9.2	10.3	11.5	10.3	5.7	5.7	3.4	16.1
	農村	38	92.1	52.6	55.3	47.4	13.2	10.5	2.6	2.6	0.0	7.9	5.3	0.0
	過疎地域	19	78.9	36.8	42.1	42.1	10.5	10.5	21.1	0.0	0.0	10.5	5.3	0.0

(注) 1 地帯区分は農中総研独自の区分による。  
2 色網掛けは全国平均値を5ポイント以上上回る項目。

動向調査結果によると、個人貯金の伸び率は02年3月末の2.3%から9月末の1.7%へと低下している。集計農協の62.8%で伸び率が低下しており、その要因としては(複数回答)、「財源の伸び悩み」(72.5%)の回答が最も多く、次いで「借入金の償還に充てるための貯金の取り崩し」(48.0%)、「生活資金に充てるための貯金の取り崩し」(47.5%)、「ペイオフに伴う他金融機関への預け替え」(46.6%)の順となっている(第2表)。

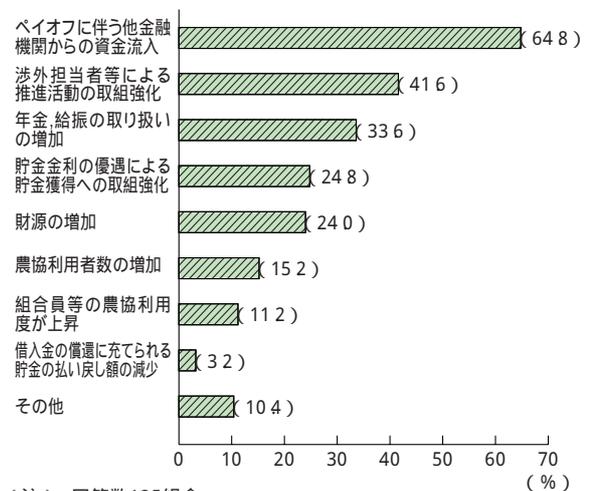
(注2)

地帯別には回答に違いがみられ、特定市では「借入金の償還に充てるための貯金の取り崩し」(60.6%)の割合が最も高く、他の地帯と比較すると「納税資金に充てるための貯金の取り崩し」(36.4%)、「前年度の他金融機関からの資金流入の反動」(27.3%)が多く選択されている。また「生活資金に充てるための貯金の取り崩し」については、都市的農村(52.9%)、農村(55.3%)で、「財源の伸び悩み」については、農村

(92.1%)、過疎地域(78.9%)で比較的多く選択されている。

一方、全体の37.2%の農協では伸び率が上昇しており、その要因として(複数回答)、「ペイオフに伴う他金融機関からの資金流入」(64.8%)、「渉外担当者等による推進活動の取組強化」(41.6%)、「年金、給振の取り扱い増加」(33.6%)の割合が高くなって

第1図 農協個人貯金の前年比伸び率上昇要因(複数回答)



(注) 回答数125組合。

いる（第1図）。

02年度上期の伸び率低下および上昇要因として全体の53.5%の農協がペイオフに伴う資金流入をあげている。しかし、当初03年4月に予定されていた全面的なペイオフが05年4月まで延期されたこともあり、<sup>(注3)</sup>当面はペイオフに伴う資金流入の動きは緩やかになるものとみられる。したがって、今後の個人貯金の増減には貯金財源の状況、また農協の貯金獲得への取組姿勢等が影響していくものといえよう。

（注2）ここで用いている地帯区分は農中総研で定義し、利用しているものである。「特定市」は特定市街化区域農地を有する市。「中核都市」は特定市以外で県庁所在地または人口20万人以上の市。「都市的農村」とは特定市、中核都市、過疎地域以外で人口が3万人以上20万人未満の市町村。「農村」とは、特定市、中核都市、過疎地域以外で人口が3万人未満の市町村。「過疎地域」とは過疎地域活性化特別措置法の適用を受ける市町村。

（注3）ただし、05年4月以降も「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす決済用預貯金（当座預貯金等）については全額保護される。

### 3 組合員の所得動向と農協貯貸金への影響

農家経済は農業経営をめぐる環境の悪化や、景気の低迷による農外所得の減少等、厳しい状況が続いている。そこで組合員の所得動向と農協貯貸金への影響について聞いた。

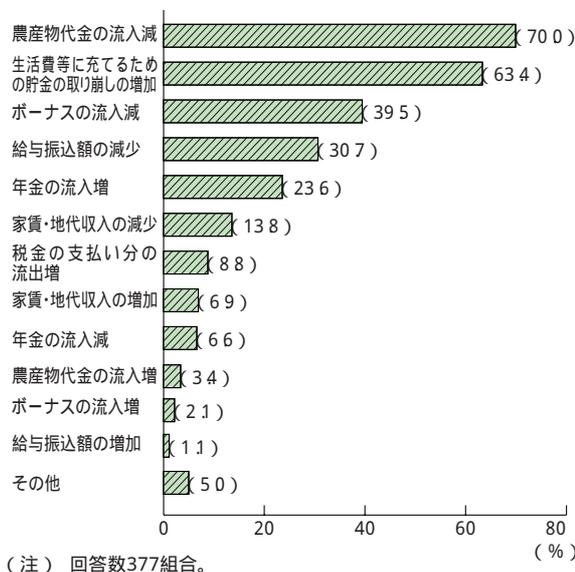
1年前と比較した場合の組合員所得の状況をみると、所得合計が「減少」していると回答した農協は76.5%を占めた。次いで

「変わらない」が18.7%で、「増加」はわずか1.6%となっている。所得別内訳をみると、「農業所得」の減少が77.8%、「勤労所得」の減少が67.0%と高く、次いで「家賃・地代収入」（28.9%）、年金（9.5%）の順となっており、農産物価格の低迷、雇用状況の悪化等が組合員所得の減少に影響を与えているものといえよう。

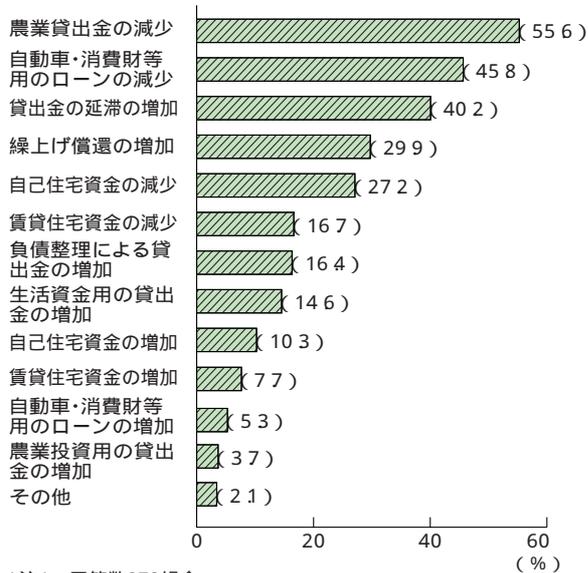
こうした組合員所得の動向が貯貸金に及ぼす影響として、貯金については「農産物代金の流入減」（70.0%）、「生活費等に充てるための貯金の取り崩しの増加」（63.4%）が比較的多く選択され、次いで「ボーナスの流入減」（39.5%）、「給与振込額の減少」（30.7%）等の順となっている（第2図）。

貸出金については、「農業貸出金の減少」（55.6%）、「自動車・消費財等用のローンの減少」（45.8%）、「貸出金の延滞の増加」（40.2%）が比較的多く選択されている（第3図）。

第2図 組合員所得の動向が農協貯貸金に及ぼす影響



第3図 組合員所得の動向が農協貸出金に及ぼす影響



7割以上の農協では組合員所得が減少しているとみているが、組合員は新規に生活資金等の借り入れをおこなうよりは、貯金を取り崩す等の対応をおこなっているものとみられる。なお貸出金への影響として、「自己住宅資金の減少」(27.2%)、「賃貸住宅資金の減少」(16.7%)もあげられており、一部農協では住宅関連資金についても影響があるものとみている。

貯貸金残高への影響については、貯金は61.6%の農協が「やや影響している」とみている。次いで「かなり影響している」が28.6%、「特に影響していない」が9.8%となった。一方、貸出金は、「やや影響している」(48.9%)と「かなり影響している」(44.4%)の割合がほぼ同程度であり、「特に影響していない」は6.3%であった。

多くの農協では組合員所得の減少が貯貸金残高へ影響しているものとみているが、

貸出金残高への影響がより大きいとみている。

#### 4 員外個人向け貸出の アプローチ状況

住宅ローンをはじめ個人向け貸出については金融機関の競合が激化しているものとみられる。こうしたなかで、アプローチする時点で正・准組合員、組合員家族以外の個人(員外個人)に対する農協の貸出対応について聞いた。

員外個人向けの貸出アプローチの重要性については、「かなり重要」と回答した農協が53.8%、「やや重要」は38.3%、「重要ではない」は7.9%となっている。実際にどの程度アプローチしているかについては、「やや積極的」が45.4%と最も高く、「利用者からの要望があれば受ける」(34.0%)、「かなり積極的」(14.8%)、「貸出をおこなっていない」(5.3%)の順となっている。アプローチが重要と回答した割合に比べて、実際はさほど積極的に対応していない状況にある。

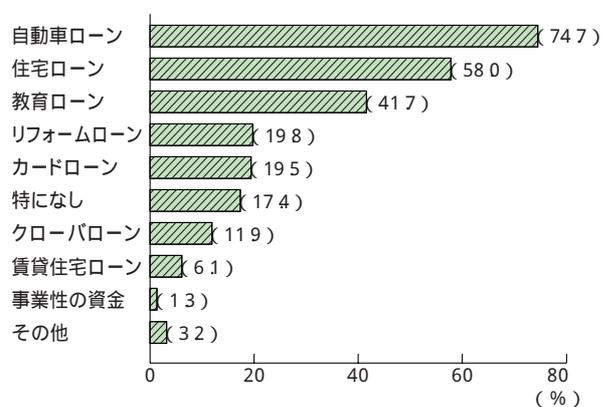
アプローチについて「利用者から要望があれば受ける」「貸出をおこなっていない」と回答した149農協に対して、積極的にアプローチしていない理由について聞いた。「員外への貸出にはリスクがあり不安」という回答が66.4%を占め、次いで「組合員等へのアプローチの方が効果がある」(22.1%)、「人手が足りなくて取り組めない」(18.8%)、「管内に個人の員外者がほとんど

いない」(6.0%)、「その他」(12.8%)となっている。

貸出をおこなう際の対応方針については、「貸出をおこなうための必要条件として組合員になってもらう」が62.7%を占めた。次いで「必要条件ではないが、組合員になることを勧める」(23.3%)、「利用者から加入希望があれば応じる」(5.8%)、「特に方針は決めていない」(3.7%)の順となっている。こうした対応方針のもとで、借入をおこなう員外者が実際に組合員(准組合員)になる割合は、「すべて」と回答した農協が42.5%となっている。次いで「7～9割」が32.2%と比較的高く、「4～6割」(8.4%)、「1～3割」(13.7%)、「皆無」(3.2%)となっている。平均すると員外者のうち75.6%が貸出をおこなう際に組合員(注4)(准組合員)となっている状況にある。

なお積極的に推進している商品としては(複数回答)、「自動車ローン」(74.4%)、「住宅ローン」(58.0%)、「教育ローン」(41.7%)が比較的多く選択された(第4図)。

第4図 員外個人向けに積極的に推進している商品(複数回答)



(注) 回答数379組合。

推進している商品が「特になし」という農協は17.4%であった。員外個人向けということもあり、非定型的で比較的风险の高い「賃貸住宅ローン」(6.1%)「事業性の資金」(1.3%)の割合は低い状況にある。

(注4) 平均値は各選択肢の中央値(例えば選択肢「7～9割」の場合は中央値80%)を各農協の比率とし、単純平均値を計算したものである。

## 5 組合員や地域住民の意見・要望の把握, 反映方法

農協の広域合併や支店統廃合等が進展するなかであって、組合員や地域住民の意見・要望をどのような方法で把握し、事業・運営に反映しているのかについて聞いた。

把握方法については(複数回答)、「集落座談会」(74.5%)、「部会を通して」(74.5%)、「渉外担当者等が組合員宅訪問時に把握」(73.5%)が7割を超えており、「集落組織の組合長会議」(50.1%)、「アンケートの実施」(30.5%)の順となった。地帯別にみると把握方法には違いがみられ、「集落座談会」については、都市的農村(82.8%)や過疎地域(83.9%)で割合が最も高く、「組合員宅訪問時に把握」については、特定市(84.0%)、中核都市(77.6%)で、「部会を通して」については農村(80.8%)で最も高くなっている。

組合員等からの要望等の反映方法についてみると(複数回答)、「関係部署や担当に伝える」(97.6%)、「記録をまとめる」

第3表 組合員や地域住民からの意見・要望の反映方法

(単位 組合, %)

		反映方法							その他
		回答組合数	関係部署や担当に伝える	記録をまとめる	組合長に報告	役員会に報告	広報誌で紹介	果を組合員等に報告 要望等を実行した結果	
全国計		377	97.6	86.7	79.6	70.6	50.7	50.7	4.0
把握方法	集落座談会	281	90.4	92.5	82.9	74.7	49.5	53.0	1.4
	部会を通じて	281	93.2	76.5	60.9	37.7	16.0	32.0	2.5
	組合員宅訪問時に把握	277	95.3	45.8	26.0	11.2	7.9	18.8	3.6
	集落組織の組合長会議	189	90.5	84.7	65.6	42.3	20.1	34.9	2.1
	アンケートの実施	115	88.7	93.9	81.7	72.2	48.7	27.8	2.6

(注) 色網掛けは意見・要望の把握方法ごとに最も割合が高い項目。

(86.7%)、「組合長に報告」(79.6%)、「役員会に報告」(70.6%)が比較的多く選択されている(第3表)。把握方法ごとに反映方法をみると、「集落座談会」(92.5%)、「アンケートの実施」(93.9%)については「記録をまとめる」が最も多く、「部会を通じて」(93.2%)、「組合員宅訪問時に把握」(95.3%)、「集落組織の組合長会議」(90.5%)については「関係部署や担当に伝える」が最も多くなっており、把握方法により反映方法にも違いがみられる。

## 6 まとめ

最後に今回の調査によって明らかになった点と、それが示唆するところについてまとめてみたい。

7割以上の農協では組合員所得が減少しているとみており、また02年度上期中に6割以上の農協で個人貯金の伸び率が低下している。長期化する不況により貯金財源が

伸び悩むなかで、借入金の償還、生活資金に充てるための貯金の取り崩し等が影響しているものといえよう。

一方、貸出金の伸び率はマイナスで推移している。生活資金、農業資金等は減

少傾向が続いており、当面回復は難しいものとみられる。また一部に貸出金の延滞の増加や負債整理による貸出金の増加等の動きもみられる。長期不況の影響から組合員所得の減少傾向は続くものとみられ、今後ともこれらの動きに注意が必要となろう。

員外個人向けの貸出については、9割以上の農協で重要性を認識しているが、実際には貸出リスク等から積極的に取り組めない農協が多い。他業態との競争が強まっている住宅ローンについては6割程度の農協が積極的に推進している状況にある。なお実際に貸出をおこなう際には8割近くの員外者が組合員(准組合員)となっている。

組合員や地域住民からの意見・要望の把握方法については、都市部では渉外担当者等が訪問時に把握することが比較的多く、一方、農村部では集落座談会、部会を通して把握することが多い等地域差が大きいことが分かった。

(研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい)



## 森林組合の現状と課題

「第15回森林組合アンケート調査」結果から

### はじめに

本稿は、(財)農村金融研究会が(株)農林中金総合研究所の委託により実施した「第15回森林組合アンケート調査結果」の概要を紹介するものである。

この調査は、森林組合の動向、当面する諸課題などを把握し、森林組合系統の今後の業務展開に資することを目的に、農林中央金庫森林部、(株)農林中金総合研究所、(財)農村金融研究会が連携して毎年実施している。

平成14年度の調査は、森林の管理・施業に関する森林組合の現状と課題に重点を置き、「地域住民や下流域自治体等と森林組合の連携」「作業班の確保・養成対策」「森林組合の不在村所有者対策」「森林組合と農協との連携」などを取り上げた。

### 1 調査対象組合の概況と特徴

調査対象組合は、全国1,043(14年3月末現在)の森林組合のなかから、都道府県ごとの偏りが生じないように選定した100組合で、継続性維持の観点から原則として前年と同一の組合である。

対象組合の平均像および全国の森林組合

第1表 調査対象組合の概況(全国の組合対比)

	対象組合 100(A)	全国の組合 (B)	(A/B)
組合数	100	1,153	8.7%
組合員数(人)	2,813	1,448	1.9倍
常勤役員数(人)	20	8	2.5倍
作業班員数(人)	60	32	1.9倍
組合員所有の森林面積(ha)	19,961	9,983	2.0倍
出資金(百万円)	123	42	2.9倍

(注) 全国の組合の計数は「森林組合統計」(平成12年度)による。

との対比は、第1表のとおりで、その平均値は全国のそれをかなり上回っている。例えば、組合員数は1.9倍、組合員所有の森林面積は2.0倍、組合の出資金は2.9倍などとなっている。

## 2 事業と経営の動向

### 加工部門の不振が目立つ

主な事業の取扱高(13年度、1組合当たり平均)は、販売1億5,900万円(前年比4.8%)、購買3,800万円(4.1%)、加工1億8,800万円(7.2%)、利用3億4千万円(1.2%)で、購買を除きいずれも12年度を下回っている。

12年度対比、減少した組合の割合を部門別にみると、販売(58.2%)、購買(61.6%)加工(72.3%)、利用(52.0%)であり、加工部門で減少した組合が多くなっている。

また、損益の状況(同前)は、事業総利

第2表 決算概況

(単位 百万円, %)

	11年度	12	13	増減率	
				12	13
事業総利益	144	135	140	6.2	3.7
経常利益	12	7	6	41.6	14.3
税引前利益	13	7	9	38.4	28.5

(注) 11～12年度と13年度の対象組合は一部異なる。

益1億4千万円、事業利益500万円、経常利益600万円、税引前当期純利益900万円となっている。

事業総利益は、全体ではすべての組合で黒字だが、部門別にみると、利用部門を除き、販売3組合、購買1組合、加工16組合が赤字となっている。

事業利益では、36の組合で赤字を計上しており、地域別平均でみると、東北および九州で赤字となっている組合が多い。また、経常利益では23の組合が、税引前当期純利益では18の組合が、赤字となっている。このうち、東北が経常利益、税引前当期純利益のいずれにおいても赤字となっている。

### 3 地域住民や下流域自治体等と森林組合の連携について

半数以上の組合が実施

森林の保全、維持管理強化のために下流域との連携が強く求められていることから、連携して実施している事業の有無およびその内容について聞いたところ、「実施している」組合が55.0%で、その内容は、「森林・山村体験学習」(36.0%、複数回答)が最も多く、次いで「住民・団体・自治体などと共同での森林管理作業」(21.0%、同)、

「住民や団体などに対する森林購入の斡旋」(13.0%、同)である。

また、地域住民や下流域自治体等が、森林の管理・施業費用を「負担している」とする組合は5組合にすぎず、「負担していない」とする組合が88組合と圧倒的に多い(残りの7組合は現在検討中)。負担の財源は、「自治体の一般財源」4組合、「水道料に上乗せして徴収」1組合である。

一方、組合管内の市町村・県などからの支援・協力については、「組合員や森林組合に対する林業機械購入代金の補助」(58.0%、複数回答)が一番多く、「指導事業に対する補助」(56.0%、同)、「人件費・社会保険料等の補助」(55.0%、同)が続いている。

### 4 作業班員などの確保・養成対策について

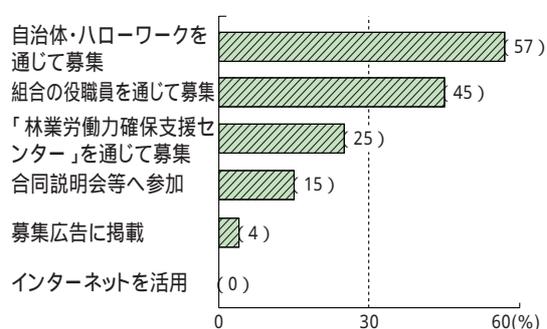
ボランティア活動への評価は賛否相半ば

山村の労働力確保が現場での重要な課題であること、都市住民のボランティア活動が労働力確保の点で注目されていることから、作業班員の確保・養成対策に関する実情を聞いた。

作業班員数の確保状況は、「十分に確保されている」(51.0%)とするところが最も多いが、地域別には、北陸、東海、近畿で60%を超えているのに対して、中国は30%台と低い。

「人数は確保されているが高齢」「季節的な作業の繁閑にあわせた雇用が難しい」とする意見もみられる。

第1図 作業班員などの募集方法（複数回答）



作業班員などの募集方法は、「自治体・ハローワークを通じて募集」（57.0%、複数回答）、「組合の役職員を通じて募集」（45.0%、同）が多く、今のところ募集方法として「インターネットを活用」はまったくみられない（第1図）。このほかでは、「地元の農業高校へ求人依頼」「新聞にチラシをいれる」などをあげた組合もある。

ところで、作業班員にIターン・Uターン者が「いる」組合は58.0%であり、大都市をかかえる地域で高くなっているのに対し、北海道や東北では20～30%と低くなっている。

I・Uターン者を現在の年齢別にみると、最も多いのは、「30～39歳」（42.1%）で、以下「20～29歳」（30.0%）、「40～49歳」（18.0%）となっている。

I・Uターン者など、林業関係新規就業者の確保・定着をはかるために行っている施策としては、「福利厚生制度の充実」（59.0%、複数回答）が一番多く、次いで「賃金制度の改善」（30.0%、同）、「労働条件の改善」（28.0%、同）、「通年就業体制の確立」（26.0%、同）である。

また、森林組合管内でのボランティア活動による森林の管理・施業が「行われている」のは41組合である。具体的形態は、「地域住民など個人の立場での活動」（56.1%、複数回答）が最も多く、次いで「非営利法人などの団体による取り組み」（26.8%、同）があげられる。このほか「漁協が漁民の森を作り手入れ」「林業体験施設を活用した学校の先生などの林業体験」「県が漁民からボランティアを募集」などもある。「企業単位でのボランティア活動」としては、和歌山県中津村にユニチカ労働組合が「企業の森」を設け、労働組合の組合員がボランティアで森林づくりに取り組んでいる事例もみられる。

約4割の組合でボランティア活動を実施しているものの、その効果等については肯定的評価をする組合と否定的評価をする組合がほぼ同じ割合であるのが現状である。すなわち、森林の管理・施業がボランティアの手によって行われることについては、「多くの人に森林や林業に対する理解をもってもらいたい機会となる」（60.0%、複数回答）とする組合が多いが、「ボランティアの人では、十分な管理・施業が行われなかったり危険が伴ったりするので、あまり好ましくない」（50.0%、同）、「森林の管理・施業は、本来森林組合が行うべきものであり、ボランティアなどに安易に頼るべきではない」（31.0%、同）という否定的な意見も多い。「作業班員の不足を補う有力な力になる」（3.0%、同）とする組合は少数である。このほか、「森林管理は技術が必要

第3表 ボランティア活動の有無と森林の管理・施業について(複数回答)

(単位 組合数, %)

	合計	ボランティア活動による森林の管理・施業					
		広く理解してもらいたい機会	作業班員不足を補完	管理・施業が不十分、危険が伴う	ボランティアに頼るべきではない	その他	
ボランティア活動の有無	合計	100 (100.0)	60 (60.0)	3 (3.0)	50 (50.0)	31 (31.0)	4 (4.0)
施業の実施の有無	行われている	41 (100.0)	31 (75.6)	1 (2.4)	16 (39.0)	12 (29.3)	1 (2.4)
	行われていない	59 (100.0)	29 (49.2)	2 (3.4)	34 (57.6)	19 (32.2)	3 (5.1)

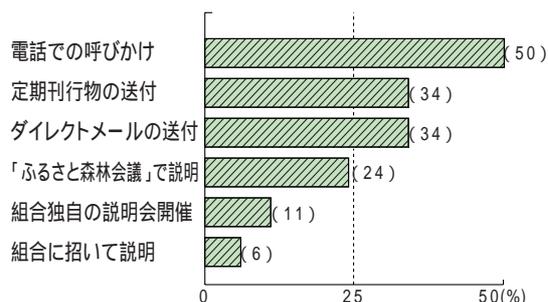
なのに、誰にでもすぐにできると誤解されている」「ボランティア団体との事前打ち合わせなどに時間がかかりすぎる」とする組合もある(第3表)。

**5 森林組合の不在村所有者対策について**  
働きかけは、5割の組合が「電話での呼びかけ」

組合管内の森林所有者のうち、不在村所有者数の割合(加重平均)は全国で21.0%だが、割合が高いのは、北海道(53.0%)、近畿(32.0%)、東海(28.0%)で東北(16.0%)、北陸(16.0%)、関東・東山(6.0%)は相対的に低く地域差が大きい。

不在村所有者に対する働きかけの方法は、「電話での呼びかけ」(50.0%、複数回答)が

第2図 不在村所有者に対する働きかけ方法(複数回答)  
(単位 %)



一番多く、次いで「定期刊行物の送付」(34.0%、同)、「ダイレクトメールの送付」(34.0%、同)であり、このほか、「管内在住の親戚から連絡」「不在村所有者の自宅に直接訪ねて説明」「不在村所有者に対するアンケート調査の実施」などを行っている組合もみら

れる(第2図)。

これらの働きかけに対する不在村所有者からの反応がある割合は、「電話での呼びかけ」(82.0%、複数回答)、「ダイレクトメールの送付」(76.5%、同)、「不在村所有者の多い地域での組合独自の説明会」(81.8%、同)、「組合に招いての説明」(83.3%、同)と8割前後の組合で何らかの反応がある。

不在村所有者から森林組合への具体的な要望は、「所有森林の管理・施業委託」(75.0%、複数回答)が圧倒的に多い。ついで「森林管理・施業についての技術指導」「所有森林についての定期的な状況連絡」の順である。このほかでは、「森林の売買についての相談」「森林の境界の確認」をあげた組合もある。

**6 農協との連携**  
森林組合の組合員の約8割は農協の組合員

森林組合員の資金需要に対して、地元の農協がどのような対応をしているのかを中心に、農協との連携の視点から調査を行った。

森林組合の組合員が農協組合員にもなっている割合が平均 8 割弱で、その割合別の組合数の分布は「8 割未満」28組合、「8 割」30組合、「9～10割」が42組合である。

次に、組合員の農協からの借入が、「ある」組合は12.0%であり、「ない」39.0%、「わからない」47.0%、「現在は無いが、過去にあった」2.0%である。「ある」場合の資金用途は、「生活資金や営農資金」(61.5%が大半で、林業関係の資金は少ないが、なかには「素材生産にかかる運転資金」をあげた組合もみられる。

このように組合員が制度資金を含む林業資金の資金を農協から借り入れることについて、森林組合では、「農協で対応してもらえるのであれば、森林組合としては可能」(74.0%)とするものが圧倒的に多いが、「不可能」(16.0%)や、「その他」(9.0%)をあげる組合もある。「その他」の具体的内容は「実務的には可能だが、森林組合も金融事業をやっているので組合で取り扱いたい」「可能かどうかは、金利などの農協の対応条件による」「組合員が利用しやすくなるのであれば可能」などである。

「不可能」とした組合の理由は、「農協の組合員でない山林所有者には、農協は融資できないのではないか」「森林の担保評価や現地調査が、農協では難しい」「林業関係資金の窓口は、森林組合が基本であるべき」「農協に申し込んでも、森林の担保価値が無いなどの理由で農協は融資しないの

第4表 農協組合員の割合と農協からの借入の可否

(単位 組合数, %)

	合 計	農協の林業関係資金の取扱いの可否				
		現在も事例 があり可能	農協OK なら可能	不可能	その他	
合 計	100 (100.0)	1 (1.0)	74 (74.0)	16 (16.0)	9 (9.0)	
うち農協組合員の割合	5割以下	11 (100.0)	- (-)	7 (63.6)	3 (27.3)	1 (9.1)
	6～7	17 (100.0)	- (-)	10 (58.8)	6 (35.3)	1 (5.9)
	8	30 (100.0)	- (-)	24 (80.0)	3 (10.0)	3 (10.0)
	9～10	42 (100.0)	1 (2.4)	33 (78.6)	4 (9.5)	4 (9.5)

ではないか」などであった。調査の結果からは、農協組合員になっている者の割合が高くなるほど、「可能」とする割合が高くなる(第4表)。

なお、森林組合と農協が連携して実施している事業は、「特にない」(84.0%)とする組合が圧倒的に多かったが、「ある」(8.0%)と回答したところでは、「加工販売事業を共同で実施」「森林組合の作業班による農作業の受託」「農協が関与している農作業受託会社などによる森林管理・施業の受託」などがみられる。

## おわりに

第15回にあたる今回の調査は、「森林・林業基本法」が施行されて2年目に入り、国民の間に森林の多面的機能についての理解が急速に浸透しつつあり、高知県が「森林環境税」としての取組みを決定しているほか、多数の県等が財政支援や独自課税な

どの具体的検討を開始しているなかでの調査である。

調査結果から、「山の守り手」としての国民の期待に応えるために、必要な人・財源の確保、森林所有者への働きかけなどについて、大方の森林組合が、依然として対応に苦慮している様子を読みとれる。しかしながら、「下流域自治体等との連携による森林整備財源の確保」「採用・研修体系の整備による意欲的な森林技術者の確保」「不在村森林所有者に対する全国規模での

働きかけ」など、まだまだ数は少ないものの、森林・林業の健全な維持・発展に向けた、いくつかの新しい取組みがみられることは、今後の全国的な展開につながる動きとして注目される。

森林組合系統が取り組んでいる「森林組合改革プラン」が、全国各地で具体的な実践活動に移され、国民の期待に応えうる森林組合として発展していくことが期待される。

((財)農村金融研究会調査研究部長

林 省一・はやししょういち)





## 第21回漁協信用事業アンケート調査結果の概要

### はじめに

漁協信用事業アンケート調査は、漁協と信漁連の協力を得て、(財)農村金融研究会、農林中央金庫水産部及び当総合研究所が共同で毎年実施している調査である。本調査の主な目的は、残高試算表からは把握することが困難な漁協信用事業の実態を明らかにすることにおかれている。2002年度の調査では、定例の貯金・貸出金や事業収益の動向に加えて、ペイオフへの組合の対応と利用者の対策、今後貯金増強が期待できる財源、正組合員の資金需要、漁協の貸出推進方策、信用保証の位置付け、経済事業の運転資金等に関する調査項目を設けた。

本稿では、(財)農村金融研究会作成の調査報告書をもとに、貯金と貸出の動向を中心に調査結果を紹介することにしたい。

### 1 アンケート回答漁協の概況

アンケート調査の対象漁協は、全国の沿海地区漁協の中から、地域分布等を考慮して選定された100組合であり、このうち33組合は信漁連に信用事業を譲渡している。

対象漁協の組合員数、職員数、貯金残高、事業総利益といった規模はおおむね全国平

均の1.2～2.6倍であり、漁業種類や地域特性を反映して組合間の格差は大きいものとなっている。対象漁協の2002年3月末の1組合当たり職員数は20.2人(全国平均は9.7人)<sup>(注)</sup>であるが、最少の2人から最多の160人までその差は大きい。

(注) 全国漁業協同組合連合会(2002)『2000年度漁業協同組合統計表』

### 2 組合員の動向

02年3月末の1組合当たり組合員数は444.5人、うち正組合員数は254.1人で、正組合員比率は57.2%である。前年同月比の増減率は、組合員 3.4%、正組合員 5.9%で、正組合員の減少が目立っている。また、正組合員に占める70歳以上の割合は平均で27.6%となっている。

また、漁業の後継者問題について尋ねたところ、「不足である」との回答割合が全体では74.0%と4分の3を占めている。正組合員に占める70歳以上の割合と後継者不足との関係をみると、「不足である」との回答割合は、70歳以上の割合が1割未満の漁協では16.7%と低い、1～2割未満では73.1%、2～3割未満では70.6%、3～4割未満では88.9%、4割以上では100.0%と高くなっている。

### 3 2001年度収支の動向

01年度の1組合当たりの事業総利益は、前年比1.3%増の1億6,248万円となった(第1表)。

事業総利益の内訳をみると、信用事業総利益(信用事業を営む漁協のみ)の前年比増減率は、00年度の5.1%から01年度には14.3%へと減少幅が拡大した。一方、販売事業総利益と購買事業総利益については、00年度は、各々6.7%、7.9%といずれも前年比減だったが、01年度は、販売事業総利益5.2%、購買事業総利益14.9%と前年比増に転じている。この結果、事業利益は前年比4.4%増の3,216万円となった。

経常利益は、補償金や補助金を中心とする事業外収益が6.0%減少したため、470万円にとどまった。

第1表 経営収支の推移

(単位 万円, %)

	実数	前年比増減率	
	01年度	00	01
事業総利益	16,248	4.9	1.3
うち信用事業	1,964	5.1	14.3
販売事業	5,861	6.7	5.2
購買事業	2,777	7.9	14.9
事業管理費	13,032	5.0	0.6
事業利益	3,216	4.2	4.4
事業外収益	5,847	11.8	6.0
うち補償金	875	59.9	18.5
経常利益	470	29.9	9.3
税引前当期利益	595	36.0	31.5
当期末処分剰余金	2,044	-	-

(注) 信用事業総利益は、信用事業を営む61組合の集計。それ以外は89組合(すべての計数を3か年集計できる組合)の集計。

### 4 貯金・貸出金の概況

信漁連に信用事業を譲渡した漁協を含む対象漁協の貯金残高と貸出金残高を第2表に示した。これをみると、01年度の1組合当たりの貯金残高は28.0億円となった。01年度の前年比増減率は1.6%となり、00年度の0.5%に比べて、マイナス幅が拡大した。

貯金種類別にみると、当座性貯金残高は4.9%増の9.3億円、定期性貯金残高は4.5%の18.7億円となった。

さらに預り先別にみると、漁家経済の低迷を反映して組合員からの貯金が2年連続で前年比減少となった。

01年度の貸出金残高(制度資金を含む)は前年比1.5%の7.8億円であり、長・短期別にみると、短期資金残高は3.0%の3.0

第2表 対象漁協の貯金残高と貸出金残高

(単位 億円, %)

	実数	前年比増減率	
		01年度	00
貯金残高	28.0	0.5	1.6
うち当座性貯金	9.3	3.1	4.9
定期性貯金	18.7	0.7	4.5
預り先別			
組合員	18.1	2.6	2.2
地方公共団体	1.3	7.0	5.3
その他	8.8	3.0	0.5
貸出金残高	7.8	2.3	1.5
うち短期貸出金	3.0	2.7	3.0
長期貸出金	4.9	2.0	0.5
貸出先別			
組合員	6.7	4.7	0.2
地方公共団体	0.3	28.6	13.3
その他	0.9	7.3	5.9

(注) 95組合の集計。

億円，長期資金残高は 0.5%の4.9億円となっている。貸出先別にみると，貯金と同様に，組合員への貸出金残高が2年連続で前年を下回った。

この結果，01年度の貯貸率は28.0%となった。

## 5 貯金関連の動き

### (1) ペイオフ関連

#### a 組合員に対する漁協の説明

02年4月に定期預貯金についてペイオフ凍結が解除された。凍結解除に際して，漁協が組合員に対して説明を行った割合は78.0%であり，大半の漁協が説明を行った。組合員貯金残高別にみると，残高が多い漁協ほど説明を行った割合は高く，10億円未満の漁協では77.4%，10～20億円未満の漁協では60.6%だが，20～30億円未満の漁協では94.7%，30億円以上の漁協では100%と高くなっている。

説明の方法は，「窓口」(66.7%)が最も多く，「織(代)会」37.2%，「電話」21.8%で，「訪問」は15.4%となっている。

また漁協が組合員に説明した内容は，「貯金保険制度」が89.7%で最も多く，次いで「相互援助制度」85.9%，「組合経営の安定性」65.4%となっている。

漁協の説明で組合員から最も納得・理解が得られた内容は，「貯金保険制度」45.3%，「組合経営の安定性」28.4%，「相互援助制度」24.2%となっている。

#### b 貯金への影響

ペイオフ対策とみられる貯金の動きのうち，他の金融機関から漁協への預け替えがみられた割合は48.0%で，件数は平均4.2件である。

一方，漁協から他の金融機関への預け替えがみられた割合は49.0%で，件数は平均4.4件であり，他への預け替えと同程度となっている。貯金取り崩しによる土地・株式・

第3表 今後貯金増強が期待できる財源(複数回答)

(単位 組合, %)

	回答組合数	年金収入	漁業収入	他の金融機関からの預け替え	勤労収入以外の収入	補償金	公金	水産加工収入	土地代金	期待できないもの	その他
合計	100	56.0	47.0	33.0	17.0	9.0	7.0	2.0	0.0	18.0	1.0
正70歳以上の組合員に占める割合	1割未満	6	33.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1～2	26	57.7	53.8	23.1	15.4	11.5	7.7	0.0	0.0	15.4
	2～3	34	61.8	38.2	38.2	26.5	5.9	11.8	2.9	0.0	23.5
	3～4	18	61.1	50.0	33.3	16.7	11.1	5.6	0.0	0.0	11.1
4以上	13	30.8	23.1	38.5	7.7	15.4	0.0	7.7	0.0	30.8	
水揚金額	5億円未満	32	59.4	28.1	31.3	21.9	9.4	0.0	3.1	0.0	28.1
	5～10	19	52.6	31.6	36.8	21.1	15.8	10.5	0.0	0.0	26.3
	10～20	22	54.5	72.7	27.3	13.6	13.6	9.1	0.0	0.0	9.1
	20以上	25	56.0	56.0	36.0	12.0	0.0	12.0	4.0	0.0	8.0

(注) 色網掛けは各行で割合が最も高いことを示す。

金等への投資がみられた割合は3.0%とわずかである。また、定期性貯金から当座性貯金への振り替えがみられた割合は49.0%で件数は平均7.0件である。

(2) 今後、貯金増強が期待できる財源

今後、漁協貯金の増強を期待できる財源はどこにあるのだろうか。アンケート調査結果によると、「年金収入」が56.0%で最も多く、次いで「漁業収入」47.0%、「他金融機関からの預け替え」33.0%が高い(第3表)。

正組合員に占める70歳以上の割合別にみると、1割未満の漁協では「漁業収入」の割合が最も高いが、1～4割未満の漁協ではいずれも「年金収入」の割合が最も高く、60%前後となっている。しかし、4割以上の漁協では、「期待できるものはない」の割合が30.8%と、他の属性に比べて高くなっている。

一方、水揚金額別にみると、10億円未満の漁協では「年金収入」、10～20億円未満の漁協では「漁業収入」、20億円以上の漁

協では「年金収入」と「漁業収入」が最も高くなっている。また、10億円未満の漁協では「期待できるものはない」や「漁業以外の勤労収入」が2～3割を占めており、20億円以上の漁協に比べて高くなっている。

## 6 貸出の動向

次に貸出について、漁協にとっての貸出業務の必要性、資金需要と借入先及び漁協の貸出推進方策をみてみよう。

(1) 貸出業務の位置付け

貸出は漁協にとって重要な機能と認識されている。組合にとって貸出業務の位置付けを聞いたところ、「組合員・利用者にとって必要」とする回答割合が90.0%を占めている。

(2) 正組合員の資金需要

第4表に正組合員の資金需要の有無を示した。資金需要が「ある」と回答した割合は、短期漁業資金で40.0%、長期漁業資金

第4表 水揚金額別にみた貸出需要

(単位 件, %)

	回答組合数	短期漁業資金需要				長期漁業資金需要				短期生活資金需要				長期生活資金需要			
		ある	少しある	ほとんどない	わからない												
合計	100	40.0	27.0	31.0	2.0	33.0	47.0	18.0	2.0	28.0	42.0	27.0	3.0	23.0	36.0	35.0	6.0
5億円未満	32	15.6	34.4	50.0	0.0	12.5	50.0	34.4	3.1	18.8	56.3	25.0	0.0	12.5	43.8	37.5	6.3
5～10	19	26.3	36.8	36.8	0.0	47.4	36.8	15.8	0.0	26.3	42.1	31.6	0.0	26.3	42.1	31.6	0.0
10～20	22	50.0	22.7	22.7	4.5	31.8	63.6	4.5	0.0	27.3	45.5	22.7	4.5	22.7	36.4	40.9	0.0
20以上	25	72.0	16.0	12.0	0.0	48.0	40.0	12.0	0.0	40.0	24.0	32.0	4.0	36.0	24.0	32.0	8.0

(注) 色網掛けは各金額層で割合が最も高いことを示す。

で33.0%，短期生活資金で28.0%，長期生活資金で23.0%となっており，漁業資金で需要がある割合が比較的高い。

水揚金額別に資金需要をみると，短期漁業資金需要や短期生活資金需要は，水揚金額が多いほど，「ある」の回答割合が高くなっている。

### (3) 正組合員の借入先

資金需要が「ある」ないし「少しある」と回答した漁協における正組合員の借入先をみると，漁業資金では，「大部分を組合」が94.4%と高く，「半分を組合」3.3%，「大部分を他金融機関」2.2%となっている。

一方，生活資金では，漁業資金に比べて，「大部分を組合」は46.9%と低く，「半分を組合」(42.0%)と「大部分を他金融機関」(9.9%)が高くなっている。

前述した貯金増強が期待できる財源別に正組合員の生活資金の借入先をみたものが第5表である。貯金財源が漁業収入の場合には，借入先が「大部分を組合」の割合が比較的高い。しかし，財源が年金収入や漁

業以外の勤労収入の場合には，借入先が「半分を組合」や「大部分を他金融機関」の割合が相対的に高くなっている。

漁業資金と生活資金の両方について，正組合員の借入先を「半分を組合」「大部分を他金融機関」「その他」と回答した組合に，正組合員が他金融機関から借り入れた理由を尋ねたところ，漁業資金では，「手続きが簡単」の割合が60.0%で最も高い。生活資金では，漁業資金と同様に「手続きが簡単」の割合が40.5%で最も高く，このほかに，「給与・年金等の受取口座がある」(33.3%)や「低金利」(31.0%)も高くなっている。

### (4) 貸出の推進方策と審査時に重視するポイント

漁協が貸出推進を実施しているかどうかをみると，「推進している」割合が76.0%，「推進していない」の割合が24.0%となっている。

資金需要が「ある」と回答した漁協について，「推進している」割合をみると，短期漁業資金需要が「ある」と回答した場合には72.5%，長期漁業資金では72.7%，短期生活資金では67.9%，長期生活資金では82.6%となっている。

推進を実施している漁協の推進方法としては，「窓口で推進」が77.6%，「借入ニーズ等の情報を収集して個別推進」

第5表 貯金増強が期待できる財源別にみた正組合員の生活資金の借入先

(単位 組合，%)

	回答組合数	正組合員の生活資金の借入先			
		大部分を組合	半分を組合	大部分を他金融機関	その他
合計	81	46.9	42.0	9.9	1.2
貯期財金待源増で強きが	漁業収入	60.0	27.5	10.0	2.5
	年金収入	35.6	48.9	13.3	2.2
	漁業以外の勤労収入	15.4	61.5	23.1	0.0

(注) 色網掛けは合計を10ポイント以上上回ることを示す。

が32.9%、「訪問して推進」が14.5%、「その他」7.9%となっている。「その他」としては、「チラシの配布」「婦人部の集会時にPR」「漁協だよりに掲示し推進」等があげられている。

推進していない理由をみると、「必要に応じて組合員等が相談に来る」「推進してまで信用リスクを増加させる必要はない」「人員不足」など、推進の必要性が低いことや推進が困難な状況にあることをあげる漁協が多い。

また、漁協が正組合員の貸出審査の際に特に重視する事項をみると、「経営実績」が82.0%で最も多く、次いで「経営能力」「担保」「保証人」「事業計画」が続いている。

## おわりに

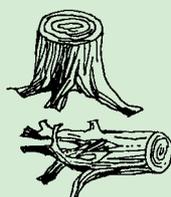
本稿では、アンケート調査結果より、漁

協の貯金と貸出の動向をみてきた。最後に簡単にまとめよう。

漁協の今後の貯金増強が期待できる財源については、年金と漁業収入をあげる漁協が多い。特に正組合員に占める高齢者の割合が高い漁協では年金収入の割合が高い。しかし、正組合員に占める高齢者の割合が高い漁協では、後継者問題がより深刻であり、組合員数の減少による影響が懸念される。

一方、貸出については、漁協にとって必要な機能と認識されており、相応の資金需要がうかがえる。漁業資金については正組合員は大半を漁協から借り入れているが、生活資金については、需要はあるものの、他金融機関から借り入れている割合が高くなっている。生活資金への積極的取組みも含めた推進体制の整備が課題と思われる。

( 研究員 尾高恵美・おだかめぐみ )



# 生保の経営と予定利率引下げ問題について

### 1 はじめに

生命保険の予定利率引下げについての動き、議論が活発になっている。これは、株、不動産等の資産価格の低下や、低金利の長期化による運用収益の低下等により、経営が厳しくなっている生保が多いなかで、当初契約者と約束した予定利率を引き下げることによって契約者にも負担を課し（保険料の引上げ、または保険金の削減）、生保の救済をはかろうとするものである。もし予定利率の引下げが実施されれば、長引く不況とリストラで所得が低下している契約者、国民の家計にも大きな影響を与える可能性がある。

本稿では、生保が抱えている「逆ざや」や経営の諸問題点についてみてみたい。

### 2 「予定利率」「逆ざや」とは

生保が保険料を算出するには、統計をもとに予測した予定死亡率、資金運用の利回りを予想した予定利率、事業運営に必要な経費率を見込んだ予定事業費率をもとにしている。これらの比率は保険会社の経営を安定させ、保険金の支払いを確実にするために、余裕をもって設定されており、実際の死亡率が予定死亡率を下回って生じた利益を死差益、実際の運用利回りが予定利率を上回って生じた利益を利差益、実際の事業費の比率が予定事業費率を下回って生じた利益を費差益と言い、この3つが保険会社の利益の主要な源泉となっている。

逆ざやは、見込み違い等から利差益がマイナスとなり、利差損となった状態のことで、外資系を除いた従来の生保のほとんど

が逆ざやとなっている。その主因は、バブル期に予定利率を6%程度まで引上げ、簡易保険等に対抗して契約獲得競争を行ってきたが、その後の超低金利で資金運用利回りが大幅に低下したことである。この利差損はいまのところ死差益、費差益で補填しているものの、利益は薄くなっているとみられる。

### 3 厳しい生保の経営状況

生保の経営を厳しくしているのは、上記の逆ざやのほかに次の2つの原因がある。

1つは、生保は将来の保険金支払いのために契約者から集めた保険料から責任準備金を積み立て、それを有価証券、貸付、不動産投資等で運用しているが、バブル崩壊後、株価や地価が著しく低下した影響で資産価格が大幅に低下し、含み益の減少や含み損の拡大、資本の減少等が生じていることである。1997年以降、中堅生保7社が破綻したが、大半はこうした資産の悪化が主因とみられている。

2つ目は、保険の解約の増加、新規契約の減少等で保有契約高が96年をピークに減少傾向が続いていることである。死亡保障を内容とする保険市場は既に飽和状態になっており、利用者の中心をなしている団塊の世代も高齢化し、高額の死亡保障が必要なくなっているためともいわれている。保有契約高の減少は保険料収入の長期的な減少をもたらす、経営への影響は大きいものと思われる。

政府は、こうした生保の厳しい状況からさらなる破綻の発生を防ぐために、既契約

生命保険会社の14年度上半期の実績

(単位 億円, %)

	新契約		保有契約		主要収支				総資産	前年同期比	ソルベンシー・マージン比率	
	個人保険 個人年金 保険	前年同期比	個人保険 個人年金 保険	前年同期比	収入保険 料・利息配 当収入	前年同期比	保険金・年 金・給付金・ 解約返戻 金・事業費	前年同期比				
生保42社	616,406	95.8	13,024,548	96.4	143,527	99.6	123,504	94.8	1,812,222	97.4	-	
うち 大手 7社	日生	106,187	118.2	3,000,623	96.6	31,135	99.4	23,182	101.5	439,592	101.4	632.0
	第一	69,852	106.2	2,165,988	96.9	20,730	97.6	17,176	109.7	295,533	99.1	569.2
	住友	64,587	83.5	1,942,252	95.2	14,992	92.8	15,241	111.1	222,628	95.4	452.2
	明治	41,111	87.7	1,184,823	95.1	12,546	102.2	11,682	118.8	162,807	96.3	553.0
	朝日	28,016	86.6	727,730	87.8	4,734	69.8	7,656	87.6	71,645	67.7	414.0
	安田	30,148	87.6	691,160	94.9	7,551	90.7	6,741	97.5	97,633	98.1	673.9
	三井	19,206	106.0	604,065	94.5	5,216	83.5	6,225	65.9	80,162	89.1	465.4

資料 生命保険協会ホームページ掲載データより筆者作成

の予定利率の引下げによって、逆ざやの解消をはかる救済の検討を進めている。予定利率を引き下げるためには保険業法の改正が必要であり、今国会への改正案の提出を予定しているといわれている。

一方、生保業界の方は、予定利率の引下げには消極的な姿勢もみられ、予定利率の引下げによって、解約が急増することを心配しているといわれている。

#### 4 今後の注目点

予定利率引下げをめぐる各議論のなかで特に注目しておきたいのは次の2点である。

1つは、「生保の経営は厳しい状況にきており、予定利率を引き下げないまま破綻した場合、契約者の負担はさらに大きくなる」としながらも、これまで契約者、国民に対し生保の経営内容、不振に陥った理由等について、生保から十分な内容開示、説明が行われず、予定利率引下げの影響、効果についても数字的な裏づけが全く示されていない、ということである。いたずらに契約者の不安をかき立てる恐れがある、とする意見もあるが、こうしたディスクロー

ジャーの遅れ、説明不足がさらに生保への不信感につながっている可能性がある。

もう1つは、予定利率を引き下げることで逆ざやは解消できても、解約等の増加による保有契約高の減少とそれともなう保険料収入の減少、資産価格の低下による影響は防げないということである。

今後、予定利率の引下げがやむを得ない生保も想定されよう。その場合は生保自ら、予定利率を引下げしなければならない経営状況とその原因、経営責任を契約者、国民にわかりやすい形で示すとともに、従来からの営業体制の改革も含めた抜本的な経営の構造改革案を示し、契約者の理解を得ていくことが必要であると思われる。

<参考文献>

- ・週刊東洋経済PLUS(2003)『図解 銀行と生保が危ない』2月19日, 38~51頁
- ・片山顕市(2003)「平成14年度上半期報告にみる漢字生保10社の厳しい現実」『共済総研レポート』2月
- ・小西秀(2003)「予定利率問題から見える生保の弱さ」『Tokyo Financial Journal』2月25日
- ・牛越博文(2003)「生保はここまで腐っている」『文芸春秋』5月

(2003年5月7日記)

(主席研究員 本田敏裕・ほんだとしひろ)

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(56)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(57)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少

## 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
1998 . 2	28 027 273	7 814 844	14 595 711	6 691 003	10 342 805	16 964 261	16 439 759	50 437 828
1999 . 2	26 963 472	7 282 665	14 022 616	4 404 317	13 114 406	14 684 910	16 065 120	48 268 753
2000 . 2	32 190 916	7 045 753	10 691 747	3 125 652	15 088 531	21 821 430	9 892 803	49 928 416
2001 . 2	33 239 762	6 562 815	14 320 062	2 899 582	20 982 492	22 393 937	7 846 628	54 122 639
2002 . 2	37 633 284	6 059 555	9 591 425	1 636 143	22 908 006	24 890 748	3 849 367	53 284 264
2002 . 9	38 277 942	5 798 306	9 874 640	1 143 684	23 520 480	22 338 020	6 948 704	53 950 888
10	38 932 867	5 785 300	11 327 796	1 187 643	25 218 589	22 219 505	7 420 226	56 045 963
11	38 900 834	5 807 651	11 549 545	1 101 487	26 695 113	21 437 740	7 023 690	56 258 030
12	39 116 134	5 830 862	11 467 780	1 128 617	26 804 149	20 459 718	8 022 292	56 414 776
2003 . 1	38 981 044	5 841 536	10 948 909	1 032 034	28 028 111	19 878 834	6 832 510	55 771 489
2	39 178 991	5 859 879	11 064 457	1 084 508	27 863 659	19 485 430	7 669 730	56 103 327

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

## 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2003年2月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	33 096 518	4 982	1 155 379	15	122 422	-	34 379 316
水 産 団 体	1 198 289	-	81 986	8	11 748	-	1 292 030
森 林 団 体	2 485	1	2 128	7	127	-	4 748
そ の 他 会 員	4 127	-	8 911	-	244	-	13 282
会 員 計	34 301 418	4 983	1 248 403	31	134 541	-	35 689 377
会 員 以 外 の 者 計	650 848	152 059	451 813	111 244	2 103 294	20 357	3 489 614
<b>合 計</b>	<b>34 952 267</b>	<b>157 042</b>	<b>1 700 216</b>	<b>111 275</b>	<b>2 237 835</b>	<b>20 357</b>	<b>39 178 991</b>

## 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2003年2月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農 業 団 体	65 785	820 013	23 358	10	909 166
	開 拓 団 体	713	312	-	-	1 025
	水 産 団 体	82 223	35 010	47 627	323	165 182
	森 林 団 体	12 688	16 634	2 760	57	32 139
	そ の 他 会 員	-	421	160	-	581
	会 員 小 計	161 409	872 389	73 905	390	1 108 093
	その他系統団体等小計	365 956	33 855	175 233	543	575 586
計	527 365	906 244	249 138	933	1 683 679	
関 連 産 業	2 669 964	215 674	2 730 168	52 518	5 668 324	
そ の 他	11 928 578	79 477	125 127	244	12 133 427	
<b>合 計</b>	<b>15 125 907</b>	<b>1 201 395</b>	<b>3 104 433</b>	<b>53 695</b>	<b>19 485 430</b>	

(貸方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2002. 9	3 630 841	34 647 101	38 277 942	279 810	5 798 306
10	4 414 671	34 518 196	38 932 867	338 150	5 785 300
11	4 118 470	34 782 364	38 900 834	239 130	5 807 651
12	4 157 104	34 959 030	39 116 134	197 410	5 830 862
2003. 1	3 923 293	35 057 751	38 981 044	349 400	5 841 536
2	4 224 286	34 954 705	39 178 991	125 740	5 859 879
2002. 2	3 803 200	33 830 084	37 633 284	206 610	6 059 555

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2002. 9	88 537	1 055 147	23 520 480	8 470 512	29 092	101 900	4 171 061
10	120 374	1 067 268	25 218 589	8 407 219	44 491	377 400	3 724 143
11	164 250	937 237	26 695 113	9 518 025	67 834	150 800	2 815 688
12	169 857	958 759	26 804 149	9 567 873	68 965	70 200	1 989 905
2003. 1	88 085	943 947	28 028 111	10 307 051	72 805	76 000	1 286 239
2	103 748	980 759	27 863 659	10 086 084	49 440	525 200	1 201 395
2002. 2	107 588	1 528 554	22 908 006	8 553 921	81 713	-	10 030 854

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		方		
	計	うち定期性	譲渡性貯金	借入金	出資金
2002. 10	51 103 830	49 385 116	176 150	43 753	1 044 107
11	51 077 822	49 367 990	197 770	43 746	1 044 258
12	51 854 274	49 814 725	148 490	43 770	1 044 258
2003. 1	51 373 927	49 657 326	150 950	43 589	1 044 259
2	51 486 025	49 695 385	164 560	43 587	1 044 267
3	50 181 711	48 586 988	145 530	41 869	1 039 906
2002. 3	50 322 047	48 645 276	150 990	27 535	1 019 910

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方	
	当座性	定期性	計	借入金	うち信用借入金
2002. 9	19 892 701	53 980 232	73 872 933	757 670	583 187
10	20 424 729	53 782 370	74 207 099	741 373	566 394
11	20 369 771	53 850 452	74 220 223	721 902	549 161
12	20 810 682	54 370 481	75 181 163	685 560	519 982
2003. 1	20 193 003	54 311 612	74 504 615	683 183	519 637
2	20 616 772	54 136 534	74 753 306	651 384	487 897
2002. 2	17 810 452	56 243 326	74 053 778	753 834	574 839

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

# 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
611 624	1 667 752	1 124 999	6 190 455	53 950 888
305 358	2 032 544	1 124 999	7 526 745	56 045 963
377 878	1 955 773	1 224 999	7 751 765	56 258 030
238 939	2 267 258	1 224 999	7 539 174	56 414 776
391 998	1 556 145	1 224 999	7 426 367	55 771 489
367 047	1 584 059	1 224 999	7 762 612	56 103 327
744 387	1 661 746	1 124 999	5 853 683	53 284 264

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
15 035 272	3 069 269	62 416	22 338 020	517 437	-	6 300 275	53 950 888
15 349 143	3 086 201	60 016	22 219 505	469 794	-	6 528 542	56 045 963
15 432 870	3 124 366	64 814	21 437 740	621 556	-	6 183 500	56 258 030
15 224 524	3 181 481	63 806	20 459 718	495 525	-	7 387 603	56 414 776
15 345 768	3 191 938	54 888	19 878 834	568 424	-	6 115 283	55 771 489
15 125 907	3 104 433	53 694	19 485 430	431 517	-	6 663 574	56 103 327
11 497 594	3 293 253	69 045	24 890 748	328 245	-	3 439 409	53 284 264

# 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借			方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
49 355	34 039 713	33 954 749	10 000	366 941	12 634 186	5 555 445	693 391
49 997	33 998 290	33 922 960	0	364 741	12 683 574	5 521 213	695 980
110 211	34 568 665	34 477 082	0	363 882	12 776 921	5 567 000	699 591
52 663	33 869 787	33 797 484	0	364 283	13 113 455	5 538 794	701 000
51 028	33 989 418	33 914 350	0	354 571	13 205 419	5 475 304	702 728
58 960	32 727 723	32 635 901	10 000	277 019	13 480 588	5 415 926	704 148
58 751	32 626 589	32 507 073	0	274 609	13 196 919	5 353 630	502 230

# 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		方 貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
	計	う ち 系 統					
359 553	50 041 790	49 771 905	3 823 735	1 163 222	21 555 206	400 244	1 047
339 523	50 423 042	50 185 948	3 735 227	1 104 395	21 497 159	401 386	1 039
345 242	50 386 850	50 144 477	3 712 256	1 105 835	21 472 610	394 822	1 039
417 652	51 292 407	51 005 015	3 653 773	1 075 029	21 348 785	383 821	1 038
351 213	50 789 975	50 562 900	3 664 952	1 092 305	21 263 990	381 440	1 022
349 405	50 938 323	50 711 858	3 673 665	1 111 859	21 343 739	372 376	998
340 500	49 347 512	49 102 933	4 244 510	1 473 047	21 609 566	405 964	1 124

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2002 . 12	2 307 674	1 763 593	59 074	60 381	12 481	1 403 218	1 352 470	180 729	791 844
2003 . 1	2 270 044	1 753 597	57 700	60 442	12 651	1 375 353	1 340 967	178 289	781 578
2	2 267 919	1 744 412	57 213	60 508	12 330	1 378 426	1 344 444	174 461	780 201
3	2 301 457	1 737 926	53 766	62 491	15 240	1 411 500	1 349 761	174 048	785 591
2002 . 3	2 365 943	1 817 387	40 918	58 781	13 888	1 437 835	1 382 668	212 729	803 420

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2002 . 10	1 240 417	780 471	340 835	261 266	145 514	9 222	1 097 081	1 058 638	19 139	436 604	18 593	526
11	1 202 771	750 282	332 546	253 399	145 150	8 766	1 062 450	1 027 897	18 698	429 122	20 161	516
12	1 220 896	744 965	325 415	245 942	144 444	8 248	1 080 894	1 035 230	18 735	418 632	17 878	506
2003 . 1	1 173 580	734 954	322 461	243 490	144 350	8 300	1 044 992	1 013 527	18 653	412 182	17 195	503
2002 . 1	1 303 572	855 525	394 124	286 071	155 672	8 309	1 175 767	1 126 823	20 471	466 358	21 633	673

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2000 . 3	702 556	480 740	2 090 975	1 742 961	598 696	1 020 359	191 966	2 599 702
	2001 . 3	720 945	491 580	2 102 820	1 785 742	567 976	1 037 919	180 588	2 499 336
	2002 . 3	735 374	503 220	2 308 919	1 813 848	559 895	1 028 196	153 541	2 393 418
	2002 . 3	735 374	503 220	2 308 919	1 813 848	559 895	1 028 196	153 541	2 393 418
	4	737 393	508 870	2 536 660	1 807 259	556 826	1 030 509	153 147	2 395 314
	5	736 437	507 972	2 385 365	1 801 789	553 710	1 024 451	151 942	2 382 927
	6	745 194	517 553	2 333 015	1 829 055	561 744	1 035 281	151 983	2 392 298
	7	741 749	515 225	2 324 741	1 793 201	554 918	1 027 822	149 622	2 381 018
	8	743 093	515 456	2 298 403	1 794 202	558 252	1 032 210	149 571	2 379 550
	9	738 729	512 702	2 303 682	1 790 940	563 888	1 031 141	148 848	2 364 776
	10	742 071	511 038	2 288 519	1 766 121	555 937	1 027 347	148 216	2 364 479
	11	742 202	510 778	2 330 478	1 787 612	561 381	1 030 661	148 305	2 350 833
	12	751 812	518 543	2 292 954	1 806 287	571 577	1 047 503	149 872	2 358 176
	2003 . 1	745 046	513 739	2 309 916	1 770 013	559 209	1 030 489	148 184	2 352 340
	2	747 533	514 860	2 348 525	1 777 264	560 410	1 035 075	148 437	2 350 370
3 P	744 217	501 817	P 2 313 842	P 1 808 943	P 561 323	P 1 035 359	P 148 393	2 331 924	
前年同月比増減率	2000 . 3	18	24	04	16	52	15	50	29
	2001 . 3	26	23	06	25	51	17	59	39
	2002 . 3	20	24	98	16	14	09	150	42
	2002 . 3	20	24	98	16	14	09	150	42
	4	16	30	168	00	27	20	156	40
	5	16	26	91	06	21	19	152	36
	6	12	20	100	11	18	21	156	33
	7	10	20	101	06	23	23	161	23
	8	11	20	89	10	13	18	155	22
	9	09	20	83	02	12	21	152	23
	10	10	12	78	06	12	20	141	21
	11	11	13	75	08	04	14	127	18
	12	08	11	59	06	03	12	109	19
	2003 . 1	08	15	54	04	02	11	90	19
	2	09	15	53	06	05	05	72	22
3 P	12	03 P	02 P	03 P	03 P	07 P	34	26	

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政公社, その他は日銀資料(ホームページ等)による。なお信用組合の速報値(P)は全信組中央協会調べ。  
 2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金にはオフショア勘定を含む。  
 3 都銀, 地銀および第二地銀の速報値(P)は全銀協資料(ホームページ), 信金の速報値(P)はしんきん中金資料(ホームページ)による。  
 4 都銀, 地銀および第二地銀の速報値(P)はオフショア勘定を含まない。そのため, 前年比増減率(P)はオフショア勘定を含むもの(前年)と含まないもの(速報値)の比較となっている。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残高	2000 . 3	215 586	54 850	2 128 088	1 340 546	505 678	687 292	142 433	9 781
	2001 . 3	214 983	48 879	2 114 602	1 357 090	465 931	662 124	133 612	8 192
	2002 . 3	212 565	48 514	2 011 581	1 359 479	444 432	639 808	119 082	7 006
	2002 . 3	212 565	48 514	2 011 581	1 359 479	444 432	639 808	119 082	7 006
	4	210 670	47 836	2 149 402	1 334 544	437 513	629 184	115 775	P 6 922
	5	210 774	47 961	2 131 216	1 328 483	434 842	625 897	113 598	P 7 054
	6	210 316	48 489	2 135 807	1 332 366	435 840	627 347	104 857	P 6 723
	7	210 575	49 044	2 128 694	1 327 451	435 002	625 338	102 713	P 6 621
	8	210 781	48 570	2 134 574	1 332 191	436 320	628 292	98 406	P 6 570
	9	210 573	49 693	2 076 697	1 336 721	435 076	629 549	96 509	P 6 866
	10	210 040	48 620	2 086 109	1 329 278	433 633	626 640	96 127	P 6 818
	11	209 860	48 252	2 102 641	1 336 181	435 632	630 283	96 319	P 6 975
	12	208 594	48 674	2 106 930	1 354 569	441 892	638 084	93 079	P 6 188
	2003 . 1	207 756	48 378	2 086 131	1 340 511	435 883	629 111	92 238	P 6 244
	2	208 639	47 726	2 062 294	1 341 707	435 032	627 657	92 194	P 6 196
3 P	210 022	47 118	P 2 077 683	P 1 351 121	P 430 366	P 603 875	P 92 250	P 6 387	
前年同月比増減率	2000 . 3	05	92	17	30	41	35	76	01
	2001 . 3	03	109	06	12	79	37	62	162
	2002 . 3	11	07	49	02	46	34	109	145
	2002 . 3	11	07	49	02	46	34	109	145
	4	17	09	39	08	50	41	125	P 129
	5	15	10	42	02	33	34	122	P 132
	6	16	00	38	05	21	36	188	P 130
	7	17	01	42	07	22	35	201	P 90
	8	17	07	46	01	14	29	233	P 98
	9	19	04	02	10	30	36	248	P 90
	10	18	10	25	05	22	30	243	P 94
	11	18	17	34	01	18	25	221	P 89
	12	18	08	27	05	21	26	248	P 92
	2003 . 1	16	14	27	04	19	24	245	P 84
	2	13	28	18	06	20	21	241	P 97
3 P	12	29	P 33	P 06	P 32	P 56	P 225	P 88	

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値は、ホームページによる。  
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。